

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成 26 年第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) 会議録

平成 26 年 12 月 2 日、午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会 (第 1 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

- | | | | |
|---------|------|------------|------|
| 町長 | 横山光明 | 副町長 | 佐々木孝 |
| 教育長 | 後藤義男 | | |
| 総務課長 | 原田和久 | 出納室長 | 氏原哲哉 |
| 企画課長 | 原田利一 | ダム対策室長 | 富安正裕 |
| 津具総合支所長 | 松井利文 | 生活課長 | 滝元光男 |
| 産業課長 | 澤田周蔵 | 保健福祉センター所長 | 片桐洋人 |
| 建設課長 | 原田直幸 | 町民課長 | 鈴木伸勝 |
| 財政課長 | 鈴木正吾 | 教育課長 | 伊藤斉 |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

1 夏目忠昭議員

- (1) 震災等大災害対応について
(2) 東三河広域連合の参加メリット、デメリットについて

2 渡邊勲議員

- (1) 過疎対策のメインとする政策は

- (2) 観光政策と町のアピール法について
- (3) 高齢者相談センターの機能強化について
- 3 田中邦利議員
 - (1) 東三河広域連合について
 - (2) 設楽ダム、田口西部の地盤問題について
- 4 金田文子議員
 - (1) まちづくりにおける行政の働きと住民の役割意識
 - (2) 住民自治・住民参加を促す手法
 - (3) 介護サービス不足への対応
- 日程第 6 承認第 7 号
専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第 74 号
人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 75 号
東三河広域連合の設置について
- 日程第 9 議案第 76 号
北設広域事務組合理約の変更について
- 日程第 10 議案第 77 号
設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
について
- 日程第 11 議案第 78 号
設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例について
- 日程第 12 議案第 79 号
設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例について
- 日程第 13 議案第 80 号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 81 号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 82 号
設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 83 号
平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 84 号
平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 85 号

- 平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 86 号
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 87 号
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 88 号
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 89 号
平成 26 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 90 号
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。本日、衆議院議員選挙が公示されます。大変慌ただしい中での本会議となりますが、慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達していますので、平成 26 年第 4 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。

これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願ひます。8 番伊藤武君。

8 伊藤 おはようございます。平成 26 年第 4 回定例会第 1 日の運営について、11 月 27 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第 1、日程第 2 は従来どおりです。日程第 3、諸般の報告は、議長より議員派遣、例月出納検査結果、陳情書等の取り扱いについての報告があります。日程第 4、行政報告は、町長より報告があります。日程第 5、一般質問は、本日 4 名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。本日提案されている案件は、町長提出 18 件です。日程第 6、承認第 7 号から順次 1 件ごとに上程します。日程第 16、議案第 83 号から日程第 23、議案第 90 号までの議案は、一括上程とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。なお、一般質問につきましては議会運営委員会及び議員懇談会で申し合わせのとおり 50 分で打ち切らせていただきますので、一般質問されます議員の皆さんは 50 分を厳守していただき、質問をしていただきますようよろしくお願い致します。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、8 番伊藤武君、9 番熊谷勝

君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣、陳情書の取り扱いについての報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成26年度の10月分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、陳情の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情2件、要望2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号12、受理番号13は、議長預かり、要望の受理番号3、受理番号4は、総務建設委員会付託と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。町内各地におきまして、美しく、そしてまた豊かな彩りを醸し出してまいりました紅葉シーズンも終わりを告げ、いよいよ年末を迎えて、凍結や降雪を心配する季節となってまいりました。議員の皆様方におかれましては、12月議会定例会初日の開催に当たりまして、全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、11月中旬の突然のマスコミ報道どおり、安倍内閣総理大臣は11月21日に衆議院を解散し、本日、第47回衆議院議員総選挙が公示されまして、明日から期日前投票が始まり、14日に投票という短期間での選挙日程で、全国において急ピッチで選挙準備が進められてまいりました。大変慌ただしい年の暮れを迎えようとしているところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。第1点目は、当初予算編成につい

てであります。厳しい財政状況が続き、複雑化、多様化する行政課題が山積する中で、3月議会定例会への予算上程に向けて、現在、各課から出された予算要求内容を財政課でヒアリングしている最中であります。新年度予算につきましては、施策全般について事務事業の見直しや節減効果を追求するとともに、創意工夫を加え、限られた財源で最大の効果を発揮できるよう、職員一丸となって真摯に平成27年度当初予算編成に取り組んでまいります。

次に、田口地区下水道説明会の実施状況についてであります。田口地区下水道説明会につきましては、10月29日から11月17日にかけて、関係行政区の組単位で延べ9回開催をいたしました。説明会は、対象戸数427戸中181戸、約42%の出席がありまして、この中で町から計画概要、また処理場建設予定地、そして宅内排水設備工事、そして使用料及び加入分担金等につきまして内容説明をさせていただきまして、住民の意見を伺ったところでございます。この中で、早期の下水道整備事業への着手を期待する前向きな意見を数多くいただいたところでもございました。今後、こうした説明会で出されました貴重な意見を整理、また分析いたしまして、田口地区下水道整備計画を円滑に進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、4名の議員による一般質問に続きまして、衆議院議員総選挙の執行費用に係る専決処分の承認1件、人事案件1件、東三河広域連合の設置に係る規約1件、北設広域事務組合規約の変更1件のほか、制定条例3件を含む条例関係6件、一般会計・特別会計の補正予算8件、合計18件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる承認及び議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内であります。5分前にベルが鳴ります。また、終了時にベルが鳴りますので再度御承知おきいただきたいと思います。はじめに、4番夏目忠昭君の質問を許します。

4 夏目 議長のお許しを得ましたので、私から本壇より第1回目の質問をさせていただきます。2点ほどございます。まず第1点は震災等大災害対応についてでございます。私も先月16日、11月16日の設楽町防災訓練に参加させていただきましたが、この訓練内容で実際の災害にこれで対応できるだろうかという疑問を感じながら参加をしてきました。訓練内容を毎年一步一步上げるにせよ、行政と町民の共通認識の共有としっかりした組織体制の整備が必要であります。災害は今すぐ起こるかもしれません。早急な対応が必要ですので、次のことをお聞きします。1つ、自主防災会ごとに示された避難場所、避難所の耐震性は確保されているかどうか。2つ、役場内部の地震等災害対策本部実施要領等のマニュアルが確立、

明示されているかどうか。この点については、昨年の6月議会でも私、マニュアルの明示が必要であるということを質問しております。3番目、各自主防災組織ごとの訓練内容に温度差を感じております。いろいろと防災訓練参加を各自主防災組織の御意見も聞きましたが、自主防災組織の目的、役割等の町民認識のあり方等に問題があると実感しました。優良自主防災組織の人材を招へいしての研修会を開催する等、対策を講じる必要を感じていますが、この点についてどうでしょうかということの3点を、震災等大災害対応についてお聞きします。

2番目、東三河広域連合の参加メリット、デメリットについて、東三河広域連合の設立につきましては構成市町村の議論が進められ、この12月議会での広域連合規約の議決が予定されています。しかし、町民への説明は町長懇談会1回と町報掲載1回、その後また町報見てみましたら掲載されておりますので町報は2回ですけども、のみで、いまだ不十分であると私は感じております。私は広域事務処理、これにつきましては賛成の立場でございますが、その説明責任は十分果たすべきと考えております。一議員としてこの一般質問を通じて、その説明責任の一端を果たしたいとの思いで質問をさせていただきます。1つ、広域連合の設立は来年2月の予定であるが、それまでの町民説明の方法を伺う。文書説明はイラスト等、漫画等も含めまして、いろいろかみ砕いた町民にわかりやすい説明方法を求めます。2、共同処理6事務のうち介護保険事業のウエイトが相当大きなものでございます。要するに縮減される経費をみましても、介護保険事業がこの目玉だろうと私は感じておりますが、そのメリット、デメリットの説明を町民課長にお願いします。3、同じく他5事業のメリット、デメリットの説明を企画課長にお願いします。当壇上より、第1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、夏目議員の1問目、その1点目の避難所等の耐震性についてですが、まず現況について説明させていただきます。現在、町では、避難場所を17カ所、避難所を25カ所指定していますが、昨年度の防災訓練終了後の区長との意見交換会において、指定避難所が現実的に適正であるかという疑問が出されました。本年度、町内全域における身近で実情に応じた避難場所及び避難所について、各自主防災会に照会しました。避難場所は、身の安全を確保するため、身近で一時的に避難する場所でありますので、グラウンド、駐車場、施設前の広場等、住民が広く集まれる場所を50カ所、また避難所は、短期間の避難生活を想定した臨時避難施設ということで、町有施設12カ所、地区集会施設12カ所、町有で地区で管理している施設4カ所の、合計28カ所が提示されました。そこで、避難所等の耐震に関してであります。避難場所は各地区のもろもろの広場等でありますので、ここでは避難所の耐震性についてお答えします。28カ所中耐震基準の適応施設は約6割の17カ所で、非耐震施設は11カ所であります。各地区から提示されました施設で、一部地元管理の施設に未改修は見られますものの、町の公の施設はすべて耐震改修済み、または耐震基準を満たしていますが、地区の集会施設等は、耐震診断を実施しているものの、建設年度が古く、昭和56年

6月の耐震基準を満たしていない施設が多く存在しています。よって、地区集会施設につきましては、耐震改修の場合は50%増しで上限150万円という地区集会施設等整備事業補助金が活用できますことから、一般改修に合わせて耐震改修を促すため、現行制度の補助率、上限額の見直しの検討も要するものと考えています。しかしながら、避難所すべてを一気に耐震改修することは困難でありますので、まず身近な避難場所、避難所に速やかに避難していただき、気象情報や被害状況、今後の警戒予測等に基づき、適切な情報を収集・提供し、その後、地域単位による耐震構造の公共施設の避難所へ移動し、避難生活ができる体制の構築に努めてまいりたいと考えています。なお、今回、各地区から提示されました避難所につきましては、防災訓練の状況及び意見交換会の協議に基づきまして、施設の位置関係、面積、安全性、耐震性等の状況により精査し、地域の実情に即した適切な避難場所、避難所を再度指定するとともに、愛知県知事への通知及び公示を進めてまいります。

次に2点目の地震等災害対策本部実施要綱等についてであります。災害時における被害の軽減、迅速かつ円滑な対策を実施する上で、災害対策本部の設置、職員の参集・配置、情報の収集、的確な避難誘導・指示等の初動期対応が非常に重要でありますので、災害時初動マニュアルを策定し、台風や集中豪雨による災害が発生しそうな場合、あるいは万が一発生した場合に対応しています。組織体制としての非常配備体制は、第1非常配備、第2非常配備（準備体制）、第2非常配備（警戒体制）、第3非常配備で段階的に編成し、被害の軽減及び災害発生後における応急対策の迅速な推進を図るため、それぞれの配備体制基準に基づき、状況に応じた非常配備体制を発令します。その実際につきましては、具体的には台風等で注意報が出され、警報の発令が想定される場合は、毎年度作成する非常配備編成表に基づき、本部付の総務課及び津具総合支所の管理課職員による第1非常配備体制を敷き、警報がまもなく発令される見込み又は発令された場合は、本部をはじめ各班7名程度で8班編成の非常配備編成表による当番班の職員が参集する第2非常配備を発令し、本庁及び津具総合支所でもって警戒に当たるとともに、土砂災害警戒情報への対応、地域における災害等に的確かつ速やかに対応できるよう情報収集に努め、判断、対応できる体制を整えます。また、町内で災害が発生し、現場対応にあたる必要が生じ、1班での対応が困難になった場合は、次の班、また次の班と複数の班に拡充して招集することもあります。なお、東海豪雨の際の災害対応では、3、4班程度発令したことを記憶しています。そして、災害の発生又は相当規模の災害の恐れがある場合には、警戒体制として編成表の全職員参集の第2非常配備（警戒体制）に移行し、さらに町全域に甚大な災害の発生又は恐れがある場合は、全職員に対し第3非常配備体制を発令します。また、災害対策本部の設置基準に該当する災害の発生や恐れがある場合、または土砂災害警戒情報による避難準備情報、避難勧告・指示を発令するような状況に陥った場合には、災害対策本部設置条例に基づき、町長を本部長、副町長を副本

部長、教育長を本部員とする災害対策本部を立ち上げ、正確な情報収集のもと、適正なタイミングで地域住民への情報提供、関係機関との連携など、災害に速やかに対応するため、人的・物的に万全な準備を進めるとともに、対策本部内の総務班、救護班等、各班に指示・伝達して、的確な災害時初動対応を図ります。議員御質問の明示という点につきましては、先に説明しました非常配備編成表は災害時初動マニュアルに基づき、毎年、年度当初に編成し、課室長を通して職員全員に周知しており、台風等の警報発令時などでは、非常配備体制を敷き対応しています。一方、職員に対しましては、防災計画を各課に配付してあるものの、詳細なマニュアルは配付、明示していないので、職員の果たすべき役割、具体的な行動等に関する事項については、全職員に周知しきれていないのが現状であります。したがって、本町における大きな課題は、災害対策本部の立ち上げを余儀なくされ、人命に関係するような大災害を長い間経験していないという点と、職員自身が災害対策本部で編成される救護班、建設班等、職員の果たす役割に関する知識、理解不足及び組織としての行動形態等の訓練を実施していないということで、いざ有事の際、職員が迅速かつ円滑に適切な行動による集団的機能を果たすことができるだろうかという危惧があります。昨今の自然現象は、従来では想定できない規模でいつ、どこで襲ってくるのか予測できません。町民の生命・財産を守るのが行政の使命であり、悠長なことは言っておれませんので、できる限り早く職員非常参集訓練及び災害対策本部訓練の訓練計画を検討し、次年度には実施したいと考えています。

3点目の自主防災組織の目的、役割等の町民認識のあり方についてですが、まず11月16日に実施しました防災訓練状況について説明しますと、参加者数は、23行政区で住民868名、消防団115名、災害対策本部をはじめ関係機関14名の総数997名でありまして、各避難所単位で安全行動訓練、避難訓練、災害時要援護者の安否確認訓練、情報伝達訓練、消火訓練、防災資機材の点検を実施しました。また、他の行政区におきましては、都合によりそれぞれ別の日の実施を承知しています。今回の訓練では、事前に各戸に対して防災力チェック表、避難時チェック表を配布するとともに、初めて要援護者台帳を活用した安否確認訓練を計画し、安否確認要領を定めて、安否確認表、確認リスト、未確認者リスト等を提示しましたが、実際の取り扱いの有無については各自主防災会に委ねましたので、安否未確認者に係る情報伝達訓練においては、6行政区、18名という結果でありました。当日の避難所における訓練状況につきましては、自主防災会への意見聴取がまだこれからでありますので、詳細に状況は把握できていませんが、議員が申されるように、例えば安否確認や消火訓練を実施しない自主防災会など、それぞれの自主防災会単位で異なった訓練内容であり、また、参加住民の意識もそれぞれ高低差があることは否めない事実であると認識しています。また、実際の避難所における一人一人及び組織として果たすべき役割や分担、情報の共有という面では、まだまだ自主防災会単位で温度差があることは推測されます。よっ

て、最も基本的で重要なことは、自分の身はみずから守る、地域の住民は地域で守るといふ地域住民の自助・共助の防災意識をいかに高めるかということと、自主防災会において一人一人が役割を認識し、組織的に行動できるよう組織の形態、役割を明確にし、地域の防災力の向上を図るといふこの2点が、災害の初動期における適切な組織的対応を図る上で強く期待されるところであります。そのため、まず訓練に関するアンケート調査を行い、昨年度に引き続き、自主防災会長との意見交換会を通して訓練状況の把握、課題の整理、評価することが重要でありまして、次年度の計画の策定、訓練に繋げていきたいと考えています。したがって、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の機能強化を図るためには、議員が提案されるとおり町内で先進的に取り組んでいる自主防災会の取り組み状況や、自主防災会をコーディネートしている方を招きまして、自主防災会を対象とした自主防災会研修会を開催し、役割、組織形態、住民一人一人の担うべき役割等について学ぶ場をつくとともに、避難所ガイドラインを早期に作成して各自主防災会に提示し、各地域の実情に応じたマニュアルづくりに取り組みながら、自主防災会が真に地域防災の原動力として機能できるよう、組織強化を図っていかねなければならないと思います。以上であります。

企画課長 それでは、2点目の東三河広域連合の参加メリット、デメリットについてということの3問のうち2問について回答させていただきます。まず最初の質問の今までの町民への説明の方法のお尋ねですが、広報紙で6回、25年6月、同年12月、本年7月、10月、11月、12月と広報誌で説明をしてまいりました。町長との懇談会で8月18日から9月4日まで7会場で実施してまいりました。その他に議員の皆様にも参加していただいた7月28日開催のシンポジウムなどで説明してまいりました。今後とも広報紙においては、イラスト等を使ってわかりやすく説明していききたいと考えています。

次に3番目の質問の共同処理事務5事務のメリット、デメリットを私なりに説明させていただきます。まず滞納整理に関する事務について説明します。地域住民の税負担の公平性を確保するため、現在、愛知県東三河地方税滞納整理機構が、8市町村から移管された高額・徴収困難案件についての滞納整理事務を行っております。この機構は一定の成果を上げているものの、平成28年度までの時限設置となっており、その後の存続については見通しが立っておりません。しかしながら、今後も地域が一丸となって高い専門性と必要な権限を備えた徴収体制を敷き、さらなる税収の確保を図ることは必須であり、さらに、増加が見込まれる困難案件への迅速かつ効果的な実行のために、滞納整理事務を広域連合で行うメリットがあります。また、担当職員の専門性の確保や、10年間で3000万円余の経費の縮減も見込まれております。デメリットとして私個人が考えるものとしては、これは現在の機構でも言えることですが、当町の職員を派遣する場合の遠距離通勤が職員の負担が大きいということがございます。

続きまして、社会福祉法人の認可等に関する事務について説明します。この事

務は平成 25 年 4 月から事務処理の権限が一般市まで拡大されております。当町にはこの事務の処理権限がこれまでなかったため、愛知県が行ってまいりました。この事務の実務担当職員には、会計基準や関係法令等の知識に加え、法人監査等の現場経験に基づく高い専門性が要求されております。専門性の高い事務処理体制を安定的に確保することで、住民が地域のどこでも安心して福祉サービスを受けられるように、この事務を広域連合で一括して処理することになります。東三河地域においては、所管する法人数が市町村によりばらつきがある中で、将来にわたり知識と経験を備えた専門性の高い職員による事務処理体制の確保が必要となってまいります。また、地方分権改革の進展に伴い、より高度で複雑な事務が県から市町村へ移管される可能性があることから、専門性の高い職員を広域連合で確保することで、法人運営や事業経営における透明性の確保が期待されます。この事業のデメリットは、これまで愛知県が行ってきた事務でありますので、この事業の負担金は生じておりませんでした。広域連合で行うことにより、その分の当町分の経費が今後 10 年間で 565 万円増加することになっております。

続きまして、障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務であります。障害支援区分認定審査会は、障害者総合支援法に基づき、心身の状態を総合的に判断するための障害支援の区分を、全国一律の基準に沿って判断しております。現在の当町では北設広域事務組合で審査会を持っております。今後は東三河地域全体の審査件数が増加することが見込まれ、さらに、このまま個々で事業を進めていくこととなりますと、委員となる医師や社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職の確保がますます困難となってまいります。そのような状況の中で、広域連合でこの事務を行うことにより、専門性の確保はもとより統一的な審査を行い、公平、公正な審査体制の確保と、申請から結果通知までの期間が短縮できることにより、サービスの早期利用の実現、委員である医師等の負担軽減と、当町では 10 年間で 22 万円の経費縮減が見込まれます。また、念のため申し上げますが、受付窓口はこれまでどおり各市町村に設置されますので、わざわざ豊橋など遠方まで出向いての申請の必要はありません。この件に関するデメリットは特に見当たりません。

続いて消費生活相談等に関する事務について説明します。消費生活相談等に関する事務は、消費者安全法の定めに基づき、市町村に実施が義務付けられております。近年、巧妙化する悪質商法やインターネットの進展などにより、複雑、高度化する消費者問題から、将来にわたって消費生活の安全を守るために、より専門性の高い相談体制への強化ときめ細かな対応が必要となってまいります。また、現在、東三河に 2 カ所ある県民生活プラザの相談窓口が、平成 31 年 4 月までに名古屋市内 1 カ所に集約されることが予定されております。しかしながら、町民に最も身近な相談窓口として相談体制の充実と強化は必要であり、それを実現するためには、より高度な相談員の配置や、相談機会を拡大することがメリットとして挙げられます。また、国の地方消費者行政活性化基金を活用することで財

源が確保できます。当町の経費削減は10年間で570万円が見込まれております。この事務に関するデメリットも思い当たりません。

最後に航空写真撮影及びDMデータ作成に関する事務について説明します。航空写真及びデジタルマッピングデータは、固定資産税の評価や防災マップの基礎資料として使われるなど、用途が広がっております。統一的な品質の確保された広域図面を広域連合で作成し、広域的な地域づくりや、大規模災害時の対応などに役立てていくことができます。当町の10年間の経費削減は1000万円余が見込まれております。このことについてもデメリットは現在特に見当たりません。以上、5事業についてのメリット、デメリットを申し上げました。

町民課長 それでは、介護保険が広域連合へ移管することについてのメリット、デメリットについて説明をさせていただきます。町民課として、これまでのワーキンググループ及び部会での協議を踏まえ、推測をしてみました。まず、設楽町の町民からの視点でのメリットを説明させていただきます。4点ございます。まず、保険料の上昇が平準化され、安定が保たれるということがございます。設楽町は、介護が必要な超高齢者人口比率、およそ80歳以上の人口比率が高いため、今後、急激な保険料上昇が見込まれます。下流市では前期高齢者人口が多いため、保険者統合により、設楽町住民にとっては、保険料の上昇が抑制されるということが見込まれることが非常に大きなところであります。次に、町内の高齢者が設楽町に住所がある場合、下流市に家族が在住する場合においては、8市町村内であれば、どこでも手続きができます。それから、8市町村内の転居であれば、介護保険の各種の手続きが不要となります。それから、個人情報に神経質な方がいらっしゃれば、他市町村で介護保険部署で相談ができるということもあります。

保険者、これから広域連合になるわけなんですけども、保険者からみるメリットを説明させていただきます。3点あります。事務の集約化によって効率化が図られます。例えば、本部において介護保険料の賦課徴収業務を行います。また、本部において介護保険の特別会計という一本化した事務を行います。また、本部におきまして要介護認定審査会開催業務を行うということがあります。2点目、事業の質的な向上が図られます。介護保険要介護認定業務について、平準化が図られるということでもあります。3点目、これまで県が行っておりました事業所の指導監督権限が移管されることでもあります。設楽町の施設で申しますと、愛厚ホーム設楽苑、したら居宅介護支援事業所、設楽町訪問介護サービスなどでありま

す。デメリットとしまして、ほとんどないというのが私共の判断でございます。強いて言えば、市町村独自サービスの実施について、広域連合内での協議が必要になるということでもあります。現在、設楽町の地域介護予防活動支援補助金、例えば、ロコモ事業などへの補助金でございますが、こういった町村独自の、さらにきめ細かな活動補助金について協議が広域連合内でなされるということになります。それから、設楽町の窓口体制で言いますと介護保険の窓口業務を行う職員

と要介護認定調査員が設楽町へ配置される見込みでありますので、保険料や介護保険の認定に関しての相談など日常業務は継続されますので、利便性が損なわれるという心配はないというふうに推測をしております。以上です。

4 夏目 最初に震災等につきましてお聞きします。避難場所につきましては、特に避難所のほうについて、28カ所の避難所中11カ所がまだ非耐震化であると。このほとんどが地区集会施設みたいなものになっているということなんですが、先ほど補助金の上限150万円でそれを見直しながらも、またこのような耐震化のほうへ誘導するという御回答がございましたが、現在地区集会所で耐震化を希望されておる地区は相当ございますでしょうか、これが1点と。

それから、2点目はマニュアル、これを職員に周知し、というのは今まで災害対策実施本部で第3警戒態勢、第2警戒態勢というところでありまして、それに対する初動マニュアルができていなかった。すなわちそういう訓練が役場内部で全然されたことがなかった。ということは、要するに、役場の中の対策本部が実動的に稼働したことがなかったということになります。こういうものについてですね、次年度以降訓練を実施するという先ほどお答えでしたが、実施または職員の明示についてですね、1回目からですね、相当実動的に行うのか、単に内部だけの情報伝達訓練だけで行うのか、その辺を2点お伺いします。

総務課長 先ほど言いました未改修の地区の集会所ですが、言ったとおりかなり56年以前の施設でありまして、現時点において来年度の改修の希望はございません。今後、建て替えとかそういうことはあると思いますが、今のところその点についても照会のほうは来ていません。

2点目のマニュアルについてですけど、先ほども説明しましたようにマニュアル自体はまだ、完全な完成ではありませんが、そのマニュアルに沿って非常配備態勢等の運用のほうは行っています。ですが、災害対策本部という形での職員が動いた訓練を今までやってないということで申しましたので、来年度以降は単に机上の訓練ではなくてですね、やはり現場を想定して、それぞれの救護班、総務班、建設班等との7つ、8つある各班が、それぞれの職員が果たすべき役割を認識できるような、実際に動いた形の訓練を考えていきたいと思っております。防災訓練とは別に考えてますので、できるだけ早く訓練内容等を考えてですね、ぜひ来年には実施したいと考えてます。

4 夏目 時間もございませんので絞ってお伺いしますが、要するに訓練を実施されるということにつきましては、これは私も安心しました。ただ、その訓練について今まで実動されたことがないものですから、どういうふうな組織的な活動で住民に対してですね、今度は役場内部が、例えば自主防災組織に対して緊急または避難指示やなんかする場合にどういうふうにするんだというようなところが住民の皆さんも御理解できておりません。そこを一遍にやれというのはちょっと無理な話かもわかりませんが、先ほど申しましたように、災害はいつ起きるかわかりませんので、要するに一度、役場内部での実動訓練をした後、即座に今度は住民

との関連でどのように動けるのか、そういうところを検証しながらですね、地区の防災組織との連携を含めたような活動、要するに実際的な訓練、これを急がないといつ起きるかわからない東海沖地震だとか三連動地震がですね、対しての対応が間に合いませんので、その辺のところもしっかりやっていただきたいと、こういうふうに思っております。この辺につきましてはこの辺で終わりますが、もう一方、この間の訓練においてですね、自主防災組織から先ほど言ったような要介護者並びに要するに体の悪い方の要するに安否確認につきまして、報告をする場合、栄町のほうでは歩いて役場まで行ったというようなことで、昨年、私が町長にお伺いしたときには消防自動車の無線で行うというような回答いただきますけども、実際的には各行政区にですね、自主防災組織に消防車が全部配備されとるわけじゃないもんですから、そういうような自主防災組織から役場のほうに緊急に報告が必要な場合、そういうような手段の確保、要するに同一周波の無線等が各自主防災組織に配付されればですね、それを通じて即座に役場のほうに緊急の報告並びに役場からの指令を受けることができますが、消防車がある行政区の自主防災組織はそれで間に合いますが、ないところについてそういうような対応は考えておられるかどうか、要するに自主防災組織と役場との連携、情報交換、こういうようなものについて、無線の配置等につきましてぜひ考えてほしいと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長 今回の情報伝達訓練は、訓練所に屋外子局がある訓練所においては屋外子局を使った訓練でありました。避難所に子局がない場合は、消防の無線を通して、本部のほうの総務課に情報伝達という形での訓練を行っております。今言われました消防車両がない行政区というのは、今のところないわけですね、全てのそれぞれの班単位で、分団は4つしかありませんがそれぞれ班がありますし、もともと旧の消防団の際からの消防車両は全てありますので、消防無線を活用するという形をとって、また避難所と消防団、それから消防団の各班の連携、当然のことながら必要だと思っておりますのでそういう無線を使って行っていきたいと思っております。屋外子局については電源等に問題がありますので、いざ有事の際のときには使えないということが想定されています。

4 夏目 時間との関係もありますので、その辺につきましてはですね、要するに役場のほうと自主防災組織の情報の交換がスムーズにできるような態勢を整えてほしいということでございます。この間の長野県のほうの北部地震につきましても白馬村につきましてはですね、毎年、災害時住民支え合いマップなるものをつくってそれを更新し、その中で要介護者がどこにいるのか、すぐ認知して現場ですぐ救助ができるような訓練を毎年行ったがうえに倒壊があっても死者が出なかったというような新聞記事もございます。そういうところまでですね、実際的に活動が近づけていただけるようお願いしましてこの件は終わります。

それから、今度は東三河広域連合の参加メリット、デメリットでございますが、これにつきましては先ほどいろいろとやっていただきましたので、大体なところ

につきましては私も理解はしましたが、特に高齢者人口、これにつきましては法定上ですね、設楽町は45%前後だというふうになっておりますが、北設楽郡3町村と下5市の高齢人口がおわかりになりましたらちょっとパーセンテージぐらいいでもお示しいただきたいと思います。

町民課長 広域連合から提出されております資料によりますと、まず東三河全体で65歳以上の平成22年の国勢調査レベルでの数字を申し上げます。東三河8市町村の全体で申し上げますと21.8%であります。豊橋市20.1%、豊川市21.0%、蒲郡市24.5%、新城市28.1%、田原市22.0%、このあたり都市部はやはり20%台で推移をしております。北設3町村となりますと設楽町43.5%、東栄町47.8%、豊根村45.8%ということで、都市部の前期高齢者が多いところで保険料を平準化するというメリットは、このパーセンテージで非常に理解できるものと思っております。

4 夏目 最後に先ほどの介護保険事業の保険者統合にした場合に短所の中で、設楽町独自のサービスの提供事業を継続する場合に8市町村との協議が必要だということで、現在設楽町は地域介護予防活動支援補助金がございますが、これを町長、町として、要するに協議が通ればですね、これを実施できるという解釈を私しましたけども、こういうようなことも要するに広域連合になった場合に継続していく気があるかどうか、最終的にこの1点だけをお伺いします。

町長 あえてのデメリットという中に、今申し上げたように、今まで従来、町単独で独自で政策的におこしてきたこうした諸事業、またそうしたものへの支援、そういったことをですね、広域連合になったがためにそれが実動というか稼動することはできないと、仮にそういうことがあるとするのであれば、私は設楽町独自でもって今までと同じような態勢維持、これを継続していけるように、それは努めてまいりたいというふうに思っております。

4 夏目 最後にそのような力強い言葉をいただきましたので、これをもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、夏目忠昭君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番渡邊勲君の質問を許します。

5 渡邊 それでは通告に基づき、3点質問いたします。1点目に当町のメインとする過疎対策についてお伺いします。先ごろ、日本創成会議、座長増田寛也元総務大臣が公表した増田レポートによれば、2010年から2040年までの間に子供を産む20歳から39歳の女性人口が5割以下に減少する自治体数は、896自治体、全体

の約50%にも上ります。これらを消滅可能性都市としています。愛知県下では設楽町もリストに入っています。そうした中で、若年女性の増、または緩やかな減少に成果を上げている市町村の代表例を挙げています。それは工場や大規模商業施設誘致による産業誘致型、大都市や地方中核都市の近郊に位置するベッドタウン型、大学や高等専門学校、公設・私設研究機関を集積させる学園都市型、コンパクトシティー型、公共財主導型、注目したいものに、地域の特徴ある資源を生かした産業振興を実現し、雇用の拡大や住民の定着を実現している産業開発型などがあります。ダム建設による道路の整備には、まだまだ時間がかかります。町に政策がなく魅力がなければ、道路が整備されてもストロー現象によりさらに過疎は加速することが考えられます。当町は消滅可能性の高い自治体と言われて、「はいそうです、近い将来そうなります。」では済まされません。ダム建設で多くの町外移住者がでました。極端に子供の少ない地域など、政策的に対策を打つ必要を感じます。田峯地区では歌舞伎の存続の狙いもありますが、地元の人たちの努力が実って若い人たちの入居が成功した地区でもあります。成功するためには必ず、ある決まった方法、ノウハウがあるものです。全国に成功している例で、当町に当てはまる方法を実直にやってみる。挑戦していただきたい。当町でも、住みよい町づくりに向けて各種政策を努力、実施しています。成果の上がっているもの、上がっていないものもありますが、将来のために本腰を入れて、このことに取り組まなくてははいけません。当町は何をメインに過疎対策をしているのか、改めてお伺いします。次の点についてお伺いします。1、過疎化対策の現状分析、今後の取り組み姿勢をお伺いします。2、空き家対策の現状と成果、今後の対策をお伺いします。3、婚活による、若者支援の取り組み姿勢をお伺いします。

次に観光政策と町のアピール法についてお伺いします。過疎対策は何か一つのことをやればよいというものではありません。人口減少を見据えて、観光政策と町のアピール、町づくりなど同時に行う必要があります。住民が長年待ちに待った町のマスコットキャラクターができて活動を始めました。また、先日開催された全国地場もんコンテストでは、道の駅アグリステーションのエゴマだれ五平餅が、全国で第3位の銅賞を受賞しました。受賞後の道の駅アグリステーションでは、受賞1カ月の後の今でも連日来店客が大幅にふえて、嬉しい悲鳴を上げています。先月23日もエゴマだれ五平餅が開店以来の販売記録を出したと聞いています。関係者はもとより住民にとっても自慢であり、自信に繋がっています。町をあげてお祝いをしたいことです。エゴマだれ五平餅は最近になってつくられたものではありません。地域おこしのメンバーが、これにスポットを当て、コンテストに申請をした結果であります。外からの視点、仕掛けによって起こったことであります。アピールの方法次第で成功した事例です。町のアピール方法として最も効果的なものの一つに、その地に住む人たちが、その土地のよさ、魅力を自覚して町外の人たちに口頭で伝えることです。観光ボランティアガイド養成講座が、観光協会主催で3回にわたり開かれました。町へ訪れる人に、町の魅力を伝

え、自分たちもこの町の魅力を見出そうとする企画です。引き続き、開催されることを希望しています。設楽町は自然豊か、風光明媚な土地です。春夏秋冬、心が癒やされる土地です。そのためには、この地を通る人に、ここが設楽町だと知っていただくことが第一歩です。町の看板を設置することで、そこに住む私たちも自然にきれいな町にしようとするものです。町長が、何かの場所で挨拶をされると、「町長の横山光明です」という言葉から始められています。家の玄関に表札があるように、町にも表札、すなわち町の看板があってもいいのではないのでしょうか。ホームページにも、「町長室へようこそ」または「町長の部屋」のコーナーをつくり、この町がどんな町で、目指している町の方向を町長の言葉で案内するページがあってもいいのではと考えます。次の点についてお伺いします。1、観光政策の中長期のビジョンをお伺いします。2、道の駅のエゴマだれ五平餅をスポットにした戦略的な構想はありますか。3、町の看板の設置、ホームページ「町長の部屋」をつくるお考えはありませんか。お伺いします。

次に高齢者相談センターの機能強化についてお伺いします。本年5月より第6期介護事業計画策定委員会が開催されています。その中で、町の社協に委託している包括支援センターが、住民になじみが薄く、十分な住民サービスができないため、この事業名を高齢者相談センターに変えて、町民課で運営する案が出ていました。途中、再度社協に委託が変更された経緯がありましたが、その説明が不十分のままです。介護事業計画策定委員会が進行中のため、途中の口出し的なものは控えるべきと考えますが、住民にとって明らかに不利益な方向に向かっている会議の方向を無視することはできません。住民にとって生活の困りごと等、相談相手で一番身近なのは、家族、知人、民生委員であり町民課です。社協への相談を考える人はまれとしか考えられません。次の点についてお伺いします。1、包括支援センターを高齢者相談センターと名前を変えた理由。2、高齢者相談センターの事業を町民課で実施する提案を、再度社協に委託しようとする理由とその具体的な経緯。3、計画では5名の職員体制、これは高齢者相談センターのことです。5名の職員体制の中で兼務が4名、内1名は事務局長ですが、高齢者相談センターの機能強化とはほど遠いのではないかと考えます。以上、3点お伺いします。

企画課長 それでは、渡邊議員の最初の質問の過疎対策のメインとする政策はという質問にお答えさせていただきます。最初の過疎対策の現状分析は、今後の取り組み姿勢を伺うという質問ではありますが、設楽町の現状分析でございますが、商業統計調査における数字を見てみますと、平成6年と19年を比べたものでありますが、商店数で24の減少が見られております。年間の商品販売額で、約15億円の減少となっております。地域内経済の悪化は、後継者の問題、さらには、商店数の減少による地域生活への不安を生み出すことになると考えています。

続いて、出生の関係ですが、当町の合計特殊出生率は平成19年度の計算では1.76人です。昨年の全国平均1.43人より高い数値にありますが、人口の

社会減を少しでも減らすためには、産めることのできる女性の絶対数が少ないことを考慮するとより高い出生率が求められると考えております。また、平成 27 年 4 月 1 日までの中学校 3 年生までの児童・生徒数、出生数の特徴ですが現在、中学生となっているお子さんの年代までは、1 学年 40 人台でありましたが、小学生の年代では、20 から 30 人台で推移し、保育園児の年代では 20 人台と減少を続けております。今年度の出生数は、母子手帳交付枚数を考慮してもついに 10 人となっております。平成 27 年度出生予定は、現在 3 人にとどまっていることも考慮すると、いよいよ 1 学年 10 人台に突入したと考えております。その内、平成 26 年度現在の多子世帯、子供が 1 人より多い世帯の割合では、1 人のみの世帯が 40.5%、2 人子供世帯が 36.8%、3 人子供世帯が 19.2%、4 人以上のお子さんがある世帯は 3.5%となっていることから、出生率を上げるためには、割合的にも第 3 子、第 2 子を産み育てやすい環境が必要と考えております。先ほど、渡辺議員がおっしゃられたとおり、過疎対策の先進地などがいろいろ挙げられておりますけれども、島根県では各自治会単位での人口予測と定住戦略を立てているほか、子育て支援に対する取り組みや地域内経済の活性化を実施し効果を上げている自治体もあります。住民所得と出生率の身近な例としては、隣接する旧稲武町との比較ですが、旧稲武町が年当たりの市町村民所得で約 10 万円近く多く、人口に対する出生率もわずかですが高い傾向にあります。これからも、先進地から学ぶべき点を学ぶことはもちろんでありますけれども、過疎対策につきましては、町全体が一丸となって取り組む必要があると考えております。そこで、現在設楽町では、新しい総合計画の策定に当たりまして、名古屋大学にある臨床環境学コンサルティングファームと連携し、設楽町が将来にわたって持続可能な地域づくりについて検討を進めております。また、集落ビジョンを総合計画を策定する中で各地域で樹立していただいて、地域との協働で取り組んでいきたいと考えております。

次の、空き家対策の現状と成果、今後の対策のことなんですけれども、空き家対策につきましては、空き家のマッチングを目的とする設楽町空き家バンク制度事業、空き家の所有者が空き家を提供した際の片づけ費用等への助成を想定した設楽町空き家提供者奨励金交付事業、不動産事業者が設楽町の空き地や空き家を仲介した際の設楽町空き地・空き家仲介活用報奨金支給事業、行政区が地域の空き家を発掘し空き家バンクの登録された際の地域への交付金としての設楽町地域空き地・空き家発掘等交付金交付事業、移住者が空き家を購入しやすいようにする設楽町移住奨励金交付事業と、これまで空き家購入者のみならず、地域、空き家提供者、仲介事業者へと空き家の活用に関係する方々に対する支援制度を実施してまいりました。しかしながら、先の議会で主要成果として報告させていただきましたとおり、思うような成果があらわれていないのが現状であります。これらの事業は、当初から 3 年間たったら見直しという約束で実施しておりますので、今年度見直し年度となっていることもあり、自己評価をしたところ、移住者を待

っているというスタンスがよくなかったと、攻めの政策に変えるべきだという結論に達しております。今後は、若者移住に関し、設楽町から積極的に仕掛けていく事業へと変更したいと考えていますけれども、これには、地域が地域の将来を考えるということが必要となってまいりますので、御支援いただければと思っております。

3番目の婚活による、若者支援の取り組み姿勢を伺うという質問でありますけれども、設楽町の婚活支援への取り組みは、出会いサポート事業として平成23年度から実施団体への補助という形で実施しております。平成24年度からは町単独の事業となり、補助対象経費の3分の2以内、上限35万円を支出しており、これまで、設楽と津具の商工会青年部の合同企画、NPO法人名倉の風の2団体が実施しております。カップル成立等の実績値につきましては、プライベートな部分も多く、直接数字を把握しておりませんが、実施団体へのヒアリングでは、毎年カップルが成立して盛り上がっていると聞いております。また、農業関係では、愛知東農協が独自にいい人見つけよう大会として婚活事業を実施しております。近年、婚活イベントそれ自体がイベント化し、さまざまなシチュエーションやその場のドキドキ感を味わうことが目的で参加する女性がふえていると聞いていますが、それでも真剣な気持ちで参加される方も多いと思っております。参加者も公的機関から補助金が出ているとして、信頼して参加される方もいらっしゃると思いますので、参加者が設楽町に不信感を抱かぬよう適切な事務処理をしていきたいと考えております。企画課からは以上です。

産業課長 渡邊議員の観光政策と町のアピール方法についての中での、観光政策の中長期ビジョンとエゴマだれ五平餅に関することにつきましてお答えをさせていただきます。まず、観光政策でございますけれども、総合計画に基づき花の町したらの推進、登山道等の整備、イベントや特産品のPR、観光協会への支援などの施策を展開しております。具体的には、設楽花の山公園やアグリステーションなぐらトイレなどの観光施設の整備、観光ガイドブック等の交通アクセス変化に対応した印刷物の配布、インターネットによる観光情報サイトの広報活動の充実、マスコットキャラクターとましーなによる町の魅力の発信、広域観光協議会等による対外プロモーション活動など、多方面から実施しているところでございます。しかしながら、観光入り込み客数の推移から見ますと、社会経済情勢、交通アクセス条件など、さまざまなマイナス要件を克服できておらず、横ばいの状況から脱しきれない状況で、なかなか実を結んだり成果が上がったりというような実感がないのが現実でございます。設楽町は、多くの観光資源を持っております。加えて、設楽ダム建設により出現するダム湖及びその周辺を有効活用する観光資源が多く整備されます。平成28年度に次期総合計画を策定します。人口の減少、価値観の多様化やインターネット社会の進展などの社会環境の変化、この地域の均衡ある発展といった経済環境の課題など観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来の設楽町の観光のあるべき姿を定めます。観光振興に関する目標と目標値を

定めて、目標達成のため総合的かつ計画的に施策を講じてまいりたいと考えております。

次に、エゴマだれ五平餅についてお答えいたします。銅賞受賞を受けまして、受賞をお知らせするポスター、のぼりの作成、また愛知県知事への受賞報告につきまして協力をさせていただきましたが、行政側から特定商品の情報だけを発信することは難しいため、アグリステーションなぐらの皆さんの御努力に大いに期待するところでございます。町は、五平餅のふるさとしたらと銘打つ五平餅ガイドを作成しました。町内8店舗が展開するいろいろなたれを付けた五平餅を紹介しております。五平餅に使われているご飯は、どれも設楽町で生産されたお米です。エゴマだれ五平餅を気に入ってくれたお客様がこのガイドブックを活用していただきまして、したら五平餅のファンになっていただければと思っております。さて、エゴマだれ五平餅に使われているエゴマは、シカやイノシシといった有害鳥獣の被害を受けにくいという点から耕作放棄地対策として推奨しております。町内にはエゴマ研究会が発足され、エゴマの研究を続けておられます。この研究会では、エゴマの品種改良を県の農業改良普及課と山間農業研究所の御協力により行っており、現在農家での試験栽培段階まで達しております。エゴマはαリノレン酸が多く、健康食品としての知名度が高く、この地域でエゴマを食べられるのは、アグリステーションなぐらのエゴマだれ五平餅やエゴマ大福餅、エゴマ研究会が売っているエゴマ油と実です。エゴマの生産は、選別に時間がかかる、販売先が少ない、加工品が少ないといった課題がありますが、銅賞受賞によりエゴマにはフォローの風が吹いていると思います。エゴマの生産や幅広い商品化につきまして、エゴマ研究会、アグリステーションなぐらを管理運営しております名倉高原生産組合の皆さんと話し合い、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

企画課長 観光政策の質問の3番目の町の看板の設置、ホームページに町長の部屋をつくる考えはということで、当町のホームページが来年度半ばで更新の期限が切れるということで、更新の準備を現在しております。そのなかで、町長の部屋等々考えていきたいと思っております。以上です。

町民課長 高齢者相談センターの機能強化ということについて、お答えをさせていただきます。最初の1問目の地域包括支援センターを高齢者相談センターと名前を変えた理由というものでございます。11月17日開催の議会全員協議会の資料の中でも記述してあります、介護計画の計画策定会議の経過の中で、名称について、出席委員から地域包括支援センターという名前と地域包括ケアシステムという名前が混同するんじゃないか、地域包括支援センターという名前がわかりづらく、高齢者にとって事業内容をしっかり表した方がよいのではないか、という意見がこの計画協議の中で出てまいりました。また、例としまして、他市町村では高齢者相談センターとしているという意見をいただきました。後日、事務局内で検討をしまして、高齢者相談センターとする案が適当ではないかと判断をしまして、

再度会議で提案させていただいているところでもあります。なお、名称を高齢者相談センターとすることについて、会議の中で特段の意見はいただいております。

2つ目の高齢者相談センターの事業を町民課で実施する提案を再度、社会福祉協議会に委託しようとする理由と具体的な経緯という質問でございます。高齢者相談センターは、設楽町版の地域包括ケアシステムにおける各地域資源を結ぶ中核機関として重要な役割を担うことから、機能強化については、非常に重要なことだと考えております。運営形態の直営化については、同センター強化のための一つの方法として提案させていただきました。しかしながら、現在の受託者でございます社会福祉協議会から早急な変更が難しい旨の意見をいただき、平成27年度の運営形態については、委託の形態を継続するというところで検討しております。専任のセンター長を中心に、兼務の専門職員の役割の明確化、町民課、保健福祉センター職員との連携強化、業務内容の精査などにより機能強化を図っていきます。経緯としましては、9月開催の第3回の会議に運営形態の直営化案を示しました。委員の皆さんから賛否両論の意見をいただきましたが、11月開催の第4回の会議に、これまでどおりの委託案を示したところでもあります。将来的には、町民の皆さんが利用しやすい態勢という機能強化を図ることが最優先であるというふうに考えておりますので、この方針に基づいて進めてまいります。

3つ目の計画では、5名の職員態勢の中で兼務が4人であるが、高齢者相談センターの機能強化とはほど遠いのではないかと御質問でございます。機能強化の方法については、運営形態の変更、例えば全ての業務の直営化ですとか、一部業務の直営化、委託先の変更のほかにも、人員増員措置、例えば受託者の人員増、役場・介護事業所からの出向など、それから業務内容の精査、他の機関との連携体制の強化、職員の資質向上など、さまざまな可能性が考えられます。今後、高齢者まちづくり会議の場の中で、受託者からの自己評価、例えば構造評価ですとか、過程評価、結果評価ということを基に、委員の方々からさまざまな視点による評価をいただき、町の高齢者を取り巻く情勢の変化に応じた運営体制となるよう、定期的に見直しを行い、質の高い事業実施を目指していくものであります。以上です。

5 渡邊 御丁寧な御返答ありがとうございます。御返答されたように、言葉だけじゃなくてしっかりと対応していただくことを期待しております。

ちょっと質問が前後するかもしれませんが、例えば、この設楽町へ移住したいという方が町外にあったとします。町のホームページを現在のところですよ、来年度は反省を込めて待ちの姿勢から攻めの態勢に変えるという御答弁です。で、どんな形が変わるかというのは期待をしておりますが、今ホームページを見ますと、登録物件がふえないため新しい制度を検討中です。あしからず御了承くださいということで、これだけですよね。そうしますと、来年の何月かにはまた新しいものができるでしょうけど、今現在町のホームページかなんかを見て、設楽町に電話がかかってきて、そっちの環境のいいところに家をどっかないかいと

いうお電話かなんかあった場合には、どういう対応になって、その人にはどんな形になっていくかということになりますか。

企画課長 今、先ほど渡邊議員が言われたようにバンク制度に登録されている家が津具を最後に今ありません。いろいろ地域で発掘してくださいとか言ったんですけども、それでも出てこないということで、先ほど言いましたように、現在のところは問い合わせがあっても持ち合わせの物件がありませんというお答えしかできておりません。先ほども言いましたようにどうしていくかという話ですけども、地域で例えば10年後、30年後地域集落単位で自分の住んでいるところの将来を想像していただいて、これはなんとかしなきゃというようなことが生まれてくることを期待して、先ほど集落ビジョンという話をしたわけですけども、そうやって外部の人たちに来ていただいてでも集落を維持したいっていうふうに考えるところと、一緒になって空き家バンクであったり、移住であったり、いろいろな施策を地域と一緒にやっていくということを今のところ想定しております。

5 渡邊 空き家非常にたくさんあるんですよね、私ほかの地区はちょっとわからんですけど、名倉地区だけでも60軒から空き家があります。ほとんどが家族の方が夏のいい時期にお家を使ったりだとか、お墓があるからだとか、いろいろあるんですけど、その情報の統計というんですか、どのくらいが実際に使ってるだとか、まず県外・町外に出ちゃって全く立ち寄らないお家なんかもあると思います。そういった家なんかは、非常に荒れてるところなんかは、やがて崩壊するようなものがあって、景観なんか悪くなるということで、まず空き家のどれくらいのものがあって、そのどれほどの人が年に1回か2回は利用するだとか、全く空いちゃったままで使わないだとか、そういうような分析みたいなものがありますかということとそれから、空き家を撤去できる制度のようなものを創設してしまうと、これからは必要じゃないかなというこの2点お伺いいたします。

企画課長 空き家の分析ですけども、過去平成の一桁台だったと思いますが、旧設楽町ではやったことがあります、それ以降はやっておりません。私は税務課にいましたので、ただ課税しているだけっていう住宅、たくさんあることは承知しておりますが、例えば企画課ですとその情報をのぞくことすらできませんので、今のところそういう分析は行っておりません。撤去できる制度、代執行の制度等、今研究はしておりますけども、長崎県とちょっとどこだか忘れたんですが、寄付していただいて自由に利活用するというような制度を中心に研究はしておりますが、まだ撤去を含むかどうかということすら、まだ検討はしておりません。以上です。

5 渡邊 空き家の非常に大変だと思います。過疎対策というのは、いろんな政策をやっていただいてもなかなか成果が上がらんというのが実状です。空き家だとか婚活、その一例ですけども、非常に多岐にわたるものが総合しないとなかなか難しい。町道だとか上下水道だとか情報通信、教育文化施設の整備だとか観光交流施

設の整備だとか、農林水産業の振興だとか、私ちょっと見てるのは、全国市長会の過疎関係都市連絡協議会というのが議論した中のいろんなものなんです、大変だというこれはここだけの問題じゃないような気はいたしますので、ますます努力していただくことをお願いいたします。

2点目の町のアピールということですか、観光政策ということでもちょっとお聞きしたんですが、先ほどちょっとよくわからなかったんですけど、町長室へようこそだとか、町長の部屋だとかホームページの設置、それから町の看板ですよ、これもとどき見るんですけど、その村だとか町へ入ると、ようこそなになに町へだとか、反対側を見るとその町から出てくわけですので、またこの町へ来てくださいというような看板を見るんですが、これは来年度に検討される段階ですか。

企画課長 申しわけございません。渡邊議員の質問を読み違えておりました、町の看板の設置、設楽町長の部屋をつくる考えは、同一の意味だと思っております、ホームページ上では、設置していくことを検討しますと先ほど回答したんですが、町の入口ってというか例えば、名倉の清水のそこだとか、私の家の横だとか、段戸トンネルのところとか、神田の東栄町の境にっていうことの御質問だとは読み取れませんでしたので、それは企画課のほうとしては検討しておりません。

5 渡邊 とりあえず一つ、ホームページ、町長の部屋、これは検討しますというんですが、どの程度に受けていいんですか。やらんほうの検討なのか、やるほうの検討なのか。

企画課長 やるほうだと受け取ってもらって結構だと思います。

5 渡邊 ぜひ、お願いいたします。

観光政策だとか町のアピールということで、私は町外へ設楽町はこんな町ですよ、風光明媚な伝統芸能も盛んな、春には花が町中に咲きほころぶという本当に素晴らしい、ことしは特に花がよく咲いた年ですので、4月の末ですかね、名倉は本当に見事な花が咲きました。もう一斉です。桜からスイセンから梅から全てというか、私もあんまり花の名前知らんもんですからあれですけど、本当に名倉中が花畑という感覚で、非常に私感激した記憶があります。町外へ説明することも訴えることも大切なんです、私は前回の第3回のときにもちょっと言って、町長から確かにアピールが弱いんだというようなことを町長もおっしゃいました。まず私は外に訴えることと同時に、うちの住民に訴えることも大切。その一つの例がですね、前回町長と町民の懇談会が開催されました。広域連合のことについての開催になったもんですから、先ほどの質問なんかでは説明が不十分じゃないかという視点だったんですが、私が感じたのは、こういう懇談会をやるのは初めてなんだから、これは少なくとも区長さんを通して、ぜひみんなに集まってほしい、これは町長の熱意。おれはどんな考えを持ってどんな町にしたいんだということを直に伝えるときだったと思いますので、町長がわざわざ区長に電話しなくても、その組織で総務課さんなり企画課さんらに、ちょっとできるだけ集めてくれよという一言でいいんじゃないかと。開催された、町御存じだと思います。

けども、名倉は2回やりました。私2回出て、西納庫が最初開催されたもので、やっぱり20名以下でびっくりしました。ほかの地域やられて、最後から何回目だったかと思えますけど東納庫の説明会、このときには50名近く参加者がありました。これは区長の声かけです。区長が1軒ずつじゃなくて、区長が組長へ連絡して組長が回覧、ちょっとした参加してくださいよというくらいの回覧があったんですが、これは区長判断で声かけられたので参加があったということで、私はどういう形で7回もやって、その都度20名弱の参加者で満足しとったのか、私アピールということについては、非常に不満というかしっかりやってよという感じでそのとき参加したんですが、その辺町長どんなふうにお考えだったんですか。御感想をお聞かせください。

町長 町の情報を多くの人たちに伝えながら私の思いを伝える場所は必要だろうという思いの中で町長との懇談の場というものをつくらさせていただいたわけです。一生懸命、町長としての立場で何を考えておるのか、どうした町づくりをしたいのか、そうしたことをお伝えする一つの場所としては、直接声をかけることが必要だろうということで考えて進めたわけですが、結果として出席者が少ない。町長との懇談会に限らずですね、町の中でいろいろ集まっていたいて、行政側が伝えていこうとする場をつくってもですね、うちの町の住民の方々なかなか出席率が悪いというのが多くあるのかなという、そんな思いはしております。現に今回の田口地区の下水道の説明会もしかり、そうした状況の中でじゃあやればやっただけのことでそれが成果だと、それで満足するかということで問われれば、決してそうではないというふうに思っております。じゃあどうしたらそうした気運をもっと高めることができるのか、それはやはり御指摘されたように、もっときめ細かい情報を前もって流しながら、一人でも多くの方々に出席がしてもらえよう、そんな状況をつくらなければならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、設楽町の将来を見据えていったときに行政と住民とのお互いの共有というか、情報を共有するなかで一緒になって、このまちづくりを盛り上げていく、そういう環境づくりをこれからも進めていく必要が大きなことだというふうに、重要なことだというふうに思っております。感じていただいたように一つとっても、観光の資源というのは町民はそれほど気がつかない部分にも、外から見れば素晴らしいそうした資源もあるんだというようなことも含めて、町民の方々と行政がこれからも情報を一緒にして発信をしていこうということも大事なことだというふうに思っております。したがって、今までそうした場を設けたにもかかわらず、少なかった、また町民の人たちの意欲もまだまだ低いというようなことを反省材料にして、今後そういったことの高まりをつくっていく必要があるかというふうにも思っているところでもございます。

5 渡邊 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

介護計画の件なんですが、私、一番大切なのはもちろん要支援だとか要介護に認定された方は、週2回だとか3回だとかいろんな方法で、ヘルパーさんなんか

お見えになって非常に喜んでおみえです。一つ私苦になるのがですね、そういった要支援だとか要支援の対象外、いわゆる予備軍。80を過ぎれば、ちょっとした風邪をひいただけでも本当にだめになる方があるもんですから、そういった方の見回り、御近所のよく行き来してる方はよく見て回るでしょうし、子供さんが常に来るような高齢者の方なんかは、ある程度安心でしょうけど、なかなかそういう、いわゆる仕組みづくり、あるようだけでも、やっぱりちょっとそういう高齢者が多いために、私は弱い部分があるんじゃないかなと。ちょっと通告とは外れるかもしれませんが、要支援予備軍への対応、この辺を町民課長どんなふうにお考えですか。

議長 議運または議員懇談会で申し合わせしましたとおり 50 分の持ち時間が終了いたしましたので、議員各位時間内の配慮を再度お願いいたしまして、渡邊勲君の質問を終わります。

議長 次に、10 番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 まずはじめに、東三河広域連合について質問します。東三河広域連合は、この 12 月一斉に各市町村議会での規約の議決を経て、来年 4 月に発足を迎えるようとしていますが、さまざまな疑問点、問題点が浮上しています。第 1 に、今回のような行政主導型の広域連合は、住民への丁寧な説明や住民参加の保障を欠き、住民主権による市町村自治を軽んじるものではないか。第 2 に、小規模・周辺町村の住民の声や意見がどれほど広域連合に届くのか。連合議会の構成で比重が高まったとはいえ、それで自分たちの声が届くことになるのか定かでない。第 3 に、市町村合併と同様に、広域連合の機関や事務局は中心部への集中が避けられず、広域連合に吸収された事務は町村からなくなって、周辺自治体の空洞化が進むのではないか。第 4 に、広域連合によって経費節減効果が生まれると宣伝しているが、節減の柱は介護保険事業の職員削減であり、このことによってこの分野の行政サービスの低下はないのか。第 5 に、広域連合によって、役場機能が弱体化し、財源と職員数が減少し、地元のことを熟知しない広域連合の機能が拡大するものでは、人材もお金も地域外に流出し、地域力は一段と弱体化するのではないか。少なくとも、これらの疑問点や問題点について、誰にでも納得できるよう丁寧に、かつ、わかりやすく説明されなければなりません。こうした疑問点、問題点を覆い隠したまま拙速に東三河広域連合設立に進むとすれば、地域と地域住民にとって、取り返しのつかない禍根を残すこととなります。先ほど、同僚議員の質問に答えまして、共同処理事業のメリット、デメリットが説明されましたが、広域で事務処理することでメリットが生まれる場合があることは当然です。問題は、木を見て森を見ずではなくて、なぜそれが、町村合併に限りなく近い姿になるだろう広域連合でなければならないのか、ここが問題になっているのであります。広域連合は広域連携の一形態にすぎません。以上の観点から、今回規約案が各市町

村議会に上程された現時点にあたっての広域連合の諸問題について質問をするものです。

その1、広域連合の設立が住民の総意に基づくものとされる以上、広範な住民に対して説明が行われ、理解が得られ、住民の意思統一がなされなければなりません。そこで1、説明会の延べ参加者数は142名で町民のわずか3%にすぎず、しかも、町政の他の課題と抱き合わせの説明会でありました。これで住民の総意が確認され、十分な論議を経たといえるのか。

2、説明会は極めて不十分に終わり、これでスケジュールどおりに設立に進むとするなら、拙速も甚だしいと思うがどうか。

3、来年4月に統一地方選挙が行われる。このときこそ、広域連合の必要性について正確な説明を行って、住民の判断を仰ぐ絶好の機会になるのではないか。これを待たず、なぜ急ぐのか。以上3点についてお答えください。

その2、今議会に提案されている広域連合規約案並びに広域計画では、広域連携事業、権限移譲事務については具体的な言及がありません。従来説明では広域連携事業として広域的な防災活動、有害鳥獣対策、広域的な観光振興、広域的な産業振興などが、権限移譲事務として保健所の運営、児童相談所などが挙げられていました。これは設立後の調査、検討事項となるようですが、少なくとも何が研究、検討課題になるか明示すべきではないか。広域連合の構想でさんざん将来の楽園図を描いてみせたのは住民を広域連合に誘導するためのものにすぎなかったのか。現時点では、地方政治のトップランナーの片鱗さえうかがえず、設立さえすればよいという姿勢に思えてならないが、いかがでしょうか。

その3、自治法上、許認可を伴う事業を広域連合で行うとき、各市町村の窓口業務では許認可が行えないと規定されています。例えば、介護保険事業、障害支援区分認定審査で、介護認定、障害認定に不服を申し立てようとするとき、広域連合事務局に出頭しなければならなくなります。現在よりも極めて不便とならざるをえません。また、保健所運営を県から移譲された場合、これも地方自治法により保健所は豊橋1カ所になります。保健所は住民生活に必要な食品、保健衛生面で多くの許認可権を持っていますが、必要な許認可を受けるために豊橋まで出かけなければならなくなるのではないか。権限委譲が町民生活の利便性を向上させるという説明は疑問です。そこで1、介護保険、保健所などの従来のサービス水準をどのように維持するつもりか。

2、行政経費の節減以上の町民負担が予測されると思うがどうか。

3、利便性の向上どころか、町民の負担が増大するのではないか。以上、お答えください。

その4、広域連合が行う広域計画について、共同事務6項目に加えて、公共施設の相互利用が例示されました。しかし、これについて当町では説明がされていません。構成市町村が一体となって取り組む事業として取り上げられた公共施設の相互利用とはどのような内容か。どのようなものか、お尋ねします。

その5、広域連合で行う事業がふえればふえるほど構成自治体の職員数は減らされ、町の役場は元気を失うこととなります。人材もお金も地域の外に流出して地域力は一段と弱体化すると思われます。広域連合によって、過疎地の活性化が図られるのでしょうか。そして、広域連合が当町の期待に反したとき、あるいは不利益が明白になったとき、どうするのか。広域連合への参加、不参加は自由である以上、脱退も認められるはずですがどうでしょうか。以上、お尋ねをします。明確な答弁を求めます。

次に、設楽ダム建設予定地周辺、田口西部の地盤問題について質問します。中部地整はこれまで、田口地区周辺の地盤を強固な岩盤としてきましたが、田口シウキ地区で貝殻の化石が発見されて、地質学の専門家は、田口地区は第三紀層が一定の厚みで地下まで続いているあかし、と指摘しています。事業者の地質図では、基盤岩の砂質片麻岩が分布することになっていますが、地質図が正しいとすれば、貝化石など出てくるはずがありません。田口シウキ地区、田口西貝津地区、清崎萩平地区など、田口市街地の西部地域を支える地盤は、水を通しやすい、第三紀層の地盤である可能性が高いといえます。設楽ダム建設の中止を求める会の市野氏は、平成19年度田口田尻地区ボーリング調査のボーリングコア解析から、標高380から390メートル付近に砂質の堆積層が確認されていて、これが第三紀層に相当する可能性が高く、第三紀層より下部に基底礫岩層が分布するものと考えられるとし、したがって、基盤と第三紀層の不整合面はサーチャージ水位標高444メートルのはるか下方にあると考えられると指摘しています。このことは、田口シウキ地区、田口西貝津地区、清崎萩平地区など、田口市街地の西部地域を支える地盤が、設楽ダムの湛水線よりはるか下まで岩盤ではなく、第三紀の堆積層であって、透水性が高く、ダム湖ができれば田口地区の地下水異常や地下水汚染を起こすばかりでなく、大規模な地すべり、深層崩壊をひき起こす恐れがあるということになります。さらに、市野氏は、長期にわたる調査で、三河一宮から設楽町まで続く、中央構造線から枝分かれした長い距離の断層が、松戸の西側を通っていること、その断層が、平地部分で地面を割っている事実から、これが活断層に間違いのないことを指摘しています。断層の延長が地山を横切っていれば、ダム湖の水が漏れる、と事業者の地質調査報告書平成8年度に書かれていながら、事業者は本格的な活断層調査をやっていません。文献を調べたことと、当たり障りのないリニアメント、線状模様については、現地踏査をしているだけです。延長方向がダムサイトに向いていたり、水漏れをおこす恐れがあるなどの建設に支障の出る断層やリニアメントについては、なぜか本格的な調査が行われてきませんでした。設楽ダム計画は、検証の対象事業に選定されましたが、平成26年4月に継続の対応方針が決定されたことから、今日、水源地域整備事業の関連事業が進んでいます。しかし、ダム事業の進展を歓迎するかしないか、そのいかにかわらず、設楽ダムの安全性の問題は不問に付すことのできない問題ではないでしょうか。それは、必要か不必要かが問われたダム検証とは別次元の、住民

の安全と生活環境にかかわる重大な問題であるからであります。町長は以上の、国交省のこれまでの説明を覆す指摘をどう受け止めるか。真摯に耳を傾ける用意があるか。また、事業主体である国土交通省中部地方整備局に対して、田口市街地・西部地域の地質の確認と精度の高い地質調査を求める考えはないか。以上をお尋ねしまして、第1回目の質問といたします。

企画課長 それでは田中議員の東三河広域連合について5つの御質問にお答えしたいと思います。最初のなぜ急ぐか、について、お答えいたします。まず、住民説明会への参加者の少なさについては、私も十分とは考えておりません。町政には御存じのとおり、ほかにも町民の皆様には説明をして、御意見をいただかなければならない課題もありますので、町民の皆様の御負担を考えますと何度も何度も説明会を開催するわけにもいかないため、同時に開催したことをまず御理解いただきたいと思っております。説明会に御参加いただけなかった町民の方に対しましては、広報したらを通じまして、情報提供を続けているところであります。先ほど夏目議員の質問にお答えしましたように既に6回の情報提供を行っております。東三河8市町村では、広域連合の設立に向けての8市町村長の合意書をこの4月に公表いたしました。愛知県におきましても、東三河振興ビジョンを策定して、東三河振興の方向性を示したところであり、同時に8市町村の商工会議所・商工会においても東三河広域経済連合を設立し、東三河が一層協力し、連携して産業の振興などに取り組むこととしたところであります。まさに今、機は熟してきていると認識しております。したがって、合意書とともにお示ししたスケジュールのように、来年度からのスタートを目指しているところであります。

次に設立さえすればよいという姿勢に思えるが、という質問でございますが、まず、規約にこれらの広域的な防災活動、有害鳥獣対策、広域的な観光振興、広域的な産業振興、保健所の運営、児童相談所を明記してしまうことで、調査研究、検討事項がかえって限定的なものになってしまう懸念があることから、具体的な事項を挙げることをやめたものであり、決して楽園図を描いて住民を誘導するためのものではありません。従来説明の広域的な防災活動や広域観光振興さらに権限委譲の保健所や児童相談所は、その場でも説明してまいりましたように、あくまでもイメージを持っていただくためのもので、現在、広域的に取り組むべきものや権限委譲を受けべきものとして想定しているものを列挙したにすぎません。これらの事項のほかに、広域連合で取り組むべき課題が新たに見つかった場合に、迅速に取り組めるようにするために、技術的にこのような規約案に変更したものであることを御理解いただきたいと思っております。あくまでも調査・研究であり、研究の結果、実際に取り組む場合には再び規約の変更が伴いますので、議会にお諮りすることになると思っております。

3番目の介護保険などの従来サービスをどのように維持していくのかという質問でありますけれども、御指摘のとおり権限移譲を受けた事務を広域連合で行う場合、当然のことながら当町独自で許認可を行うことはできません。そこで、

申請や不服申し立て等につきましては、町民の方が行う場合、文書で行いますので、従来どおり町に窓口を設置して、広域連合まで出向くことは必要、地域的にはありませんので、町の窓口を中継地点として広域連合へ取り次ぐものになることとなりますように、検討を進めているところであります。もう1点の保健所が豊橋市1カ所になるということについては、まだ何も決まっていないことでありまして、いずれにせよ、町民の皆さんに御不便をおかけすることのないように、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

4番目の公共施設の相互利用とは何かという質問でありますけれども、昨年5月に皆様に提供した資料に掲載されております公共施設の相互利用については、現在、東三河広域協議会で取り組んでいる事業であります。広域連合が発足することにより消滅する協議会で行っていった事業をそのまま引き継ぐものとお考えくだされば結構だと思います。具体的には、児童生徒、中学生までですけれども、それに保護者の方に東三河地域内の公共施設を相互利用してもらうことで交流促進を図ることを目的としたほの国こどもパスポート、これを継続して実施していくものであります。

5番目の最後の質問でありますけれども、自治体の職員数が減らされ、役場の元気が失われないか、広域連合によって過疎地の活性化が図られるのか、という御質問であります。将来の設楽町を見据えたとき、懸命の過疎対策を実施しましても、よほどの技術革新などがなければ人口を増加に転じることはできないことだろうと思っております。財政も先細ってくることは明白であります。このような状況の中で、少しでも行政サービスを維持していくため、あるいは、新たなサービスを発掘していくためには広域連合を設置していくものだと私は理解しております。さらに、広域連合の規約にもうたわれておりますけれども、職員研修を実施することにより、当町の職員と他市町村の職員の交流も生まれ、お互いに刺激を受けて職員は研さんされていくものと考えております。したがって、広域連合ができることが活性化の妨げになるとは考えておりません。また、御指摘のような事態が万が一にも発生しないように担当者レベルからすり合せを行っており、「東三河はひとつ」の合言葉のもとに進めております。今後、広域連合で行う事務を検討していく中でも同様に、東三河全体の利益を最優先に考え、各市町村もトータルとしての不利益が生じることのないようにしてまいります。手続き的な話ですが、脱退については、規約にその手続きを盛り込むべきものではなく、地方自治法の手続きによって進められるべきものだと考えております。企画課からは以上です。

ダム対策室長 2つ目の設楽ダム、田口西部の地盤問題について、ダム対策室から答えさせていただきます。ダム建設に際しては、国・県・下流域の方々の強い要望を受け、水没移転者の方や地権者など設楽町民の多くの方々の尊い犠牲の上に建設がなされていくものと理解しております。御指摘のあったように、ダム建設後、仮に田口地区の地下水異常や汚染が起こったり、大規模な地すべり、深層崩壊が

発生した場合には重大な事態になるものと思っております。こうしたダム建設後の安全性に関する議論については、ダム建設計画の初期の段階から議論や詳細な調査が行われ、いささかの疑念があれば、国の責任においてそれを取り除く工法等について検討がなされ、万全を期して計画が進められ、いよいよ本格着工に入っていくものと理解しております。また、ダム完成後においても、まず試験湛水が行われ、指摘されていることを含め、その影響を十分調査し、問題がないことが確認されてから本格的な運用がなされていくものと思っております。設楽町としても、町民の生活に大きな影響が仮に生ずるものであれば、これ以上の犠牲を強いられることのないよう国に対し求めていくことは当然のことです。設楽町としても、ダム本体や貯水池周辺の安全確保に万全を期すよう求めていくことはもちろん、工事に際しても住民生活に与える影響を最小限に抑えるよう求めてまいります。精度の高い地質調査を求める考えはないか、についてですが、将来の生活等に不安を与えることのないよう調査検討し、その結果、課題があればそれを解消し、より安定した施設を構築することは、当然国の責任であり、町としてもしっかりと準備していくように伝えてまいります。以上です。

- 10 田中 まず第1点目の東三河広域連合についてであります。ごく表面的な御答弁をいただきまして、今まで説明を聞いておったようなことがる企画課長から申し述べられました。公共施設の相互利用ですが、これについてほの国だということでもあります。公共施設の共同利用も視野に入っていくということを言い始めているのではないかとこのように私は思っております。それで肝心なことはですね、先ほども課長が言われましたように、設楽町に不利益がもたらされないように物事を慎重にしかもきちんとですね、よく事態の進行やら事業計画を見極めていくということは大事だと思うんですね。それはぜひ要望をしたいと思うんですが、最大の不利益というのはですね、それによって設楽町がどうなっていくのか。例えば人口がですね、ふえていくのか減っていくのか、これは過疎化がありますから例え広域連合の中に参加したとしてもですね、設楽町の人口がふえるようなことはないということはあると思うんですが、私はですね、これ極端に設楽町の人口が減っていくのではないかとこのように危惧しております。それは広域なですね、合併に近い広域連合が持っている宿命みたいなものがあるのではないかとこのように思うんですね。その理由は、先ほど5点にわたって申し上げましたが、一つデータを紹介しますと、設楽町はですね、平成17年に合併をしまして、そのときの人口が6306人だったと思います。現在ですね、5440人です。そうなりますと増減率はマイナス14%であります。ところで広域の市町村合併した浜松市はどうかということで調べてみますと、特に天竜区の人口減少がひどくてですね、春野町、これは設楽町と大体同じ緯度になりますが、同じぐらいの東にいくと春野町、そこでですね、人口がマイナス32%。それから水窪、マイナス27.5。旧龍山村、マイナス33.8。こういう減少になっている。それじゃあ豊田市はどうなっているかなと思って調べてみました。旧稲武町ですが、これは私ら稲武とず

いぶん交流がありましてですね、議会なんかも交流していたという過去の経緯があります。その中でですね、なんかやっぱりね豊田市に近いだけあってですね、設楽町よりもいろいろな、なんていうかにぎやかさがありまして、あるいは人口の減少率も設楽町よりも少ないというような町であるという印象があるんですね。調べてみますと平成17年、合併時に3154人おったと思いますね。数字に間違いがあれば言ってください。26年は今2548人です。マイナス19%です。つまり広域にですね、市町村が合併してしまうとそれまで存続しておったよりもですね、人口の減少が激しいということになります。それはいろいろな機関や窓口がですね都市の中心部に集まったり、あるいは職員がですよ、中心部へどんどん行くと、お金もやっぱり中心部へ行くと、合併市ですから当然のことです。そうになっていくんです。そういう同じような危惧が設楽町っていうか東三河広域連合の中の周辺部では起こるのではないかということに危惧しております。ここをですね、やっぱり町当局の方々は見据えていただいて、厳しい検証をしながらですね、この広域連合の話をきちんと見ていかなければならないと思います。これは感想や意見があればお答えをいただきたいと思います。

もう1点、設楽ダムであります。大変ダム対策室長は頼もしい答弁をされました。いささかの懸念があれば国の責任としてきちんとしてもらうんだと、これはいいんですが、言葉上はですね大変すばらしいんですが、実際それがですね、できるのかどうかということで、実際はふにやふにやふにやと黙って終わるんじゃないでしょうか。例えばちょっと地すべりがあったりですね、どうもこの地下水の感じがおかしいよというときにですね、この強力にですね、真正面からですね、国交省やダム事業者に対して文句が言えるのかといったらあまり期待できないというふうに思っております。試験湛水がどういう結果になるか見ものであります。少なくともですね、国に対してですね、そういう場合には、地すべりや深層崩壊が起こるような場合はですね、これは堂々とものを言っていくということを確認すると同時にですよ、今からですね、そのことはこれは重要な指摘が、科学的な指摘があるわけですから、そのことについては問いただして試験湛水などが始まらない前にですね、言っていく必要があるんだと、私から言わせれば、今設楽ダムの中止を求める会等が言っている事実は、いささかどころか大きな懸念ですよ。それをですね国に対してきちんとするように要求する考えはないか。以上をお聞きしまして私の質問は答弁を聞いて終わります。

企画課長 いろいろな御指摘ありがとうございます。合併によって確かに周辺部は人口減少が続いている。私も承知しております。広域連携の中で広域連合を選択したというのは、まさにそういう点の意味が大きいものでありますので、人口減少が広域連合を設立することによって、人口減少などを引き起こさないように最大限の注意を払っていきます。お約束いたします。以上です。

町長 広域連合ができ上がることによって我々のような中山間地域の小さな自治体の人口減少が流動的に流れていくと、減少が始まるとこういう御指摘であります。

今企画課長が申し上げたとおりでありますけれども、私あくまで広域連合というのは連合体であって、この8自治体がですね、合併と同等な状況が作り上げられるというふうには決して思っておりません。浜松市や豊田市は一つの市としての中心的な自治体という形になっている中で人口の流動ですとか、そういったことが起こりうるというふうに今御指摘をされたことでもありますけれども、我々のこの広域連合については、決して広域化が図られることによって設楽町民が都市部へ流動して流れていくという、そうした状況には決してならないと思っておりますし、そうしたことへの動きが起きないように我々独自の自治体として運営がなされていくように、安定して生活が営んでいけるような一つの手法として、広域連合に加わって、それをうまく活用し、またこの設楽町にとっても有益的においていく、おくというのは有益な状況を作り上げていくというふうに考えていくべきだというふうに思っております。したがって、御懸念をさせていただいたことについては、私は当たらないことだというふうに思っております。

そして設楽ダム の件についてでありますけれども、これはいろいろな地質学者ですとか専門家の方々の御意見、またその人たちのそういったお考えですとか、そういうことはあるんであろうというふうに思います。しかし対策室長申し上げたように、このダムを建設するのは国、そして建設する企業者としても当然起こりうるいろいろな状況というものを想定の中に入れて、もちろん科学的な指摘等も考慮の中に入れて建設されていかなければならないものだというふうに思っております。このことが仮にですね、見落としがあったり、ずさんな調査の状況の中をうのみにしてどんどん工事を進めて、本体をつくって、水をためた、そのあげくが心配されたような状況ができ上がるとするのであれば、これは決して設楽町民としては許せることではありませんし、それを認めるわけにもまいりません。当然のことだと思っております。したがって、そういうことが起こりうることはないように、きちっと我々も町として指摘をし、そうしたことが決して起きないという裏付けをつくっていただく中で、こうした事業に進んでいってもらうことが基本であるというふうに思っております。またいろいろな事例の中に、私の伺う話の中にありますけれども、奈良県の大滝ダムという、これも国交省のダムであります。これがやはり試験湛水、でき上がってから試験湛水をして水をためた。ためた状況の中でどういう現象が起きたか。一つは地すべりが起きたと、周辺の中でそういう想定以外の状況が起き上がる。そういったときにはもう運用は開始しない。まず水を落としてしまって、そうした問題提議をきちっと整理をして、完全なものにしてから運用にはいるというふうに私は聞いておりますし、事実そういう実態があったということも承知をしております。仮にそんなことがあってはならないというふうに私申し上げたように絶対にあっては困りますけれども、しかし現実として、どういう状況が起きうるのか、安全に安全を期してそういった形を進めていった中であっても水をためていって試験湛水をやったら、状況として仮に起きたとするなら、それをきちっと解決した上でなけれ

ば運用にはいってもらっては困るぐらいのことは承知をしておりますし、それを唱えていく、これは当然なことだというふうに思っております。

- 10 田中 試験湛水をすれば地すべりが起こるとか深層崩壊が起こるかというのはわかるんだから、そのときになって問題があれば国の責任としてそれを解消するような施策というのを求めていくというふうに言われておるわけですが、既に設楽ダム地質調査検討業務委託報告書、こういうものが毎年行われておりました。その中でですね、ダムサイトの懸案事項というもので、既に先ほど私が質問で取り上げた問題というのは、言われておるといえるか、短所、そういう恐れがあるというような、あるいは確信がないというようなことは言われてるんですね。ですから今ね、今やっぱり地質の岩盤がちゃんとしているのかということ国に照会したりですね、あるいはそれをかなり調査をやっておる設楽ダム建設中止を求める会の市野さんたちですね、意見、調査結果にも耳を傾けるべきだというふうに思います。以上、指摘しまして私の質問は終わります。

議長 これです、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。1時より会議を再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番金田文子君の質問を許します。

- 2 金田 2番金田文子です。通告に従い質問いたします。始めに、まちづくりにおける行政の働きと住民の役割意識に関する質問です。地方の実情を鑑み、国が地方創生に重点を定めていることは喜ばしいことです。地方創生のための法案がまち・ひと・しごと創生法案です。各地域で、国民一人一人が夢や希望を持ち、生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における多様な就業の機会を創出するために、施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。既に国の各省庁では、地方創生を支える政策づくりに入っておりまして、省庁のホームページでは審議会の様子等が公表もされております。このたびの突然の解散により多少の遅れは生じても、地方創生の方向性は変わらないでいくと考えられます。この法は第2条1項から7項に示されている基本理念にのっとり行わなければならないとされ、地方公共団体の責務は、自主的な施策の策定と実施としております。市町村まち・ひと・しごと総合戦略の策定と公表を求めています。さらに5条では事業者の協力、第6条では国民の協力について明記しております。午前の質問・答弁にも出てきましたが、今後の設楽町総合計画は、まち・ひと・しごと総合戦略になるものにしていく必要があります。よって法案の基本理念を反映して、以下を質問します。1、

基本理念に地域の実情に応じた環境整備があります。行政は、地域の実情を人口動態や各種調査から把握し、設楽町民の生活における喫緊の課題を町民とともに共有して解決の方向を明らかにしていく働きが必要です。人口動態、町民生活の実情から考えて、すぐに実施が必要な対策は絞られていますか。2、基本理念2に基盤となるサービスの需要及び供給を長期的に見通しつつ、住民の負担の程度を考慮して事業者、及び住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるサービスの提供の確保を図るとあります。住民の理解と協力を得るには、住民自治の意識、つまり、自分の町のことは自分たちで決めるという意識を持った住民の住民参加が必要です。行政とともに住民の役割があることを理解してもらうことを働きかけていますか。3、基本理念の3、4には、結婚、出産、育児について希望を持つことができる社会、仕事と生活の調和を図ることができる環境整備があります。このためには、設楽町男女共同参画基本計画を実行すること、また、この町で生活し、結婚、出産、子育てができる環境整備を行う計画、例えば設楽町子ども・子育て支援基本計画などを実行することが欠かせません。これら計画は整い、推進体制はできていますか。4、基本理念5に、創業、仕事をつくることですね、創業の促進や就業の機会を創出することがあります。町では、積極的に創業促進、就業の機会創出に取り組んでいますか。

それでは2つ目の項目、住民自治・住民参加を促す手法について質問します。設楽町の最近の各種会議を傍聴すると、住民参加を促す手法を取り入れていこうとするように見えます。しかし、会議によってうまく進んでいるもの、そうでないもののばらつきが大きいです。どんな施策、事業を推進するにあたって、住民の協力、というよりむしろ主役は住民であるという考え方は地方自治の基本中の基本です。団体自治は住民自治を補完するものであるはずで、職員の皆さんと私たち議員には、住民に寄り添いつつ、住民を超える知見と技能が必要で、そのため住民参加・住民自治に対する学びが欠かせません。住民自治に対する意識の醸成が職員にも町民にも十分に及んでいないのではありませんか。施策の推進過程で住民参加・住民自治が育つという点を重視し、以下の2点を問います。1つ、住民参加・住民自治を行政の施策推進、事業推進のポイントとしているのですか。2つ目、行政と住民の距離を縮め、よい協力関係を築いている事業を例示してください。また、よい協力関係が築けた要因は何か知らせてください。お答えください。

では最後に項目の3つ目の介護サービスの不足への対応について、2点お尋ねします。介護予防について住民主体の取り組みが広がりを見せていることは、施策の成功事例で、設楽町の自慢できる点と喜んでいます。でも、町の人口動態推計、介護給付等データから考えて、介護サービスの不足は否めません。高齢者の皆さんに健康寿命を長く過ごしていただくために、要介護3以前、衰えの軽い方の高齢者の居場所づくりが必要となりました。居場所づくりは、元気な高齢者の社会的起業を期待できる分野でもあります。住民の皆さんに主体的な共助の精神

を發揮して行動していただくこと、行政によって居場所事例の学びを提供したり、居場所づくりに対する支援を充実させたり必要が生じます。今後、高齢者の居場所づくり施策を進めていくかどうか伺います。また、健康寿命延伸に最大努力を払っても、最期は誰かのお世話にならなければなりません。我が家で最期をという言葉は美しいし、多くの方が望むところです。しかし、設楽町では高齢者の一人暮らし、二人暮らしが多いです。一人暮らし、二人暮らしの比率が高い設楽町の実情では望みはなかなかかないません。超高齢の、午前中の答弁の中にも出てきましたが、80歳以上とかあるいは90歳以上のような超高齢の方の施設サービスの需要が多く見込まれるのが現実です。都市部ではサービス付き高齢者住宅の建設が盛んですが、経済的理由で利用できない住民が圧倒的に多いのです。特別養護老人ホームの需要に対する供給が必要です。必要なサービスの提供、民間ができないことを行なうのは行政の役割ですが、特養施設サービスに対する供給について、設楽町はどう対処するのでしょうか。特別養護老人ホームの公設民営はできないかお答えください。以上で1回目の質問を終わります。

企画課長 金田議員の町づくりにおける行政の働きと住民の役割意識という質問と住民自治、住民参加を促す手法という質問に対してお答えをさせていただきます。まず最初の最速に実施が必要な施策は絞られているかということなんですが、これまでも過疎化を食い止めようと、その時々に応じた環境整備を実施してきたつもりであります。ただ、なかなか効果があらわれていません。これは、全国各地でみられる状況でして、人口減少の時代になって、これはえらいことだ、という話になり、過疎地域だけの問題ではなく、東京を含めて全国的に対応を進めよう、とできあがった法律が、まち・ひと・しごと創生法であります。最速に実施が必要な施策は絞られているか、という質問ですが、公共交通の確保、医療施設の維持、道路環境の整備等、地域の実情に応じた環境整備は非常に幅が広いと感じています。ただ、環境整備を進めるだけではなかなか人口流出は止まりません。これからは、いかにUターンやIターンを受け入れていくかも重要な条件だと考えております。受け入れを進めるためには、若者定住住宅の整備や空き家の活用が考えられ、方策を検討していますが、地域の方々の移住者に対する受入態勢も重要な要件になると考えています。つまり、地域全体で温かく受け入れるということであります。このままでは、若者がいなくなり地域の存続が危ういという課題を行政と住民が共有して、地域での移住者の受け入れに理解と協力をいただき、行政と住民が協力して、人口減少を緩やかに収束するよう調整ができればよいと考えています。具体的には、住宅などの受け入れ態勢ですとか、雇用の創出、子育て環境の整備、Iターン後の定住期間に地域を気に入っていただけるですとか、ふるさとと思えることなどが考えられると思います。

住民の役割があることを理解するよう働きかけているか、という問なんですが、この創生法は法案が通ったばかりで、この理念を説明することは今のところ考えておりません。多くの理念条例や法律には、こうした住民や自治体などの責務が

書かれておりますけれども、今まで説明するなどの働きかけを行ったことはなかったと思います。しかしながら、自治基本条例等で理念をうたい、住民自治を進める方法もあろうかと思えます。ただ、住民自治の意識を持った住民参加を進めることは、そう簡単にできることだとは思っていません。地道に機会を捉えて、住民の理解と協力を求め、徐々にではありますが、理解を求めていきたいと思っております。先ほどの答弁でもお話ししましたが、集落ビジョンなんかを作成する過程でそういうことを訴えていきたいと考えております。

3番目の男女共同参画基本計画、子ども・子育て基本計画は整い、推進体制はできているか、という問ですけれども、平成20年度に策定した男女共同参画基本計画につきましては、計画の折り返し地点を迎えて、現在見直し作業を進めており、年度内の作業完了を目指しています。男女共同参画と言いますと、女性に重きをなした施策と思われがちですが、現在の見直し作業においては、当町が消滅自治体とされる中、持続可能な地域社会を持続していくには女性だけではなく、男性、特に若い子育て世代にとって暮らしやすい、希望の持てる町でなければならないとの視点を持って、子ども・子育て基本計画との整合性を図りながら、審議を進めていただいています。実際の推進に当たっても関係課との連携を念頭に置いた取組を通じて総合計画の基本理念の実践に努める考えであります。子ども・子育て基本計画についても、平成26年度中の策定を目指して現在、調整中であり、子ども・子育て会議の意見を聞いて作業を進めており、策定後も同会議の意見を聞いて計画を推進していくと聞いております。

次の積極的に創業の促進や就業の機会を創出に取り組んでいるか、という問ですけれども、内閣府の調査によりますと、関東圏以外の出身者の約5割が東京からの移住を検討したいと思っているそうであり、ただし、移住するうえでの不安・懸念点として、働き口が見つからないこと、日常生活や公共交通の利便性を挙げる人が多い状況となっています。これからもわかるように、働き口は、移住に対する重要な条件となっています。ところが、設楽町の状況は、来年3月に津具にある万能工業が、10月には太田口にある矢崎部品が操業停止の予定であります。製造業は、社会状況から国内での立地が困難と考えているため、企画課としては、定住促進・省エネルギー再生可能エネルギー推進の立場から、農林業のブランド化や木質バイオマスの利活用等の検討を進めておりますけれども、なかなか就業機会の創出につながってはいません。従来のスタイルとは違う新たな就業機会を創出することが求められているのかもしれませんが、働き口の確保につながっていないのが状況であります。

それから大きな2番目の質問の住民自治の件ですけれども、その中の最初の住民参加・住民自治を行政の施策推進、事業推進のポイントとしているのか、という質問ですが、限られた財源の中でよりよい成果を実現するためには、行政と住民が協力して施策を推進することは重要なことだと認識しています。ただ、いきなり住民と行政の協働といっても、急にできるものではなくて、時間がかかるも

のと考えていますし、施策や事業の内容によっては、協働が難しいものもあろうかと思えます。住民参加による施策推進、事業推進については、可能なものから取り組んでいますし、これからも取り組んでいくよう考えております。

それから、行政と住民の距離を縮め、よい協力関係を築いている事業を例示して、その要因は何か、という質問でありますけれども、行政と住民がよりよい協力関係を築けているかどうかは、第三者の視点が重要になると思っております。よい協力関係が築けるよう努力しているところですが、私にはその例示も要因をお示しすることはできませんので、あしからずよろしくお願い申し上げます。いずれにしましても、繰り返しになりますけれども、限られた財源の中でよい成果を実現するためには、住民と行政で協力できるものは協力し、役割分担すべきものは役割分担して、事業を進めるべきと考えております。良好な協力関係を築くためには、両者において信頼関係ができることが必要であり、信頼関係をつくるためには、行政は、説明責任を果たしながら、協力依頼や事業推進を行うことが重要だと思っております。企画課からは以上です。

町民課長 介護サービス不足への対応ということの第1問目でございます。高齢者の居場所づくりを進めていきますか、ということでございます。御意見のとおり、高齢者の居場所づくりを進めていくことは、高齢者の介護予防のみならず、生きがいを創出する上でも大変重要なことだと認識しています。現状は、地域によっては地域介護予防活動支援補助金を活用していただき、高齢者サロン事業を実施している住民団体などがあり、そういった小さなグループの活動から始まっていくような住民主体の取り組みを支援しているところであります。平成27年4月からは、現行の補助金制度を対象経費全額を交付する地域介護予防活動交付金へ移行いたしまして、さらなる住民グループの立ち上げのきっかけとして広がっていくような施策を推進していきたいと思っております。詳細については、11月17日開催の議会全員協議会の中で説明をした内容のとおりでございます。2番目の特別養護老人ホームの公設民営はできないか、というところでございます。特別養護老人ホームを含む介護事業所の担い手不足は、全国的にも大きな課題であり、設楽町のような山間地域においては、特に深刻な状況となっております。最近の例では、グループホーム設楽名倉の家が昨年11月に定員18人分の建物自体が完成したにもかかわらず、介護資格者の確保が難航したため9人定員からスタートし、11月1日から18人定員での供用となった経緯があります。御質問のとおり、公設により、例えば29人定員レベルの小規模特別養護老人ホームを建設した場合、3億円から4億円規模の建設費が見込まれ、また、今後、40年から50年にわたって、指定管理をしていただける事業者を確保できるかといえ、難しい状況であると考えます。将来の町財政を考慮いたしますと、多額の公費を投入するには、リスクが大きいと考えております。また現在、荒尾にあるやすらぎの里は、指定管理者制度で運営を続けておりますが、そもそも町営施設であった施設を平成20年度から外部事業者へ管理運営を委託したものであって、新規建

設での公設民営という方法をとっている事例は今のところありません。したがって、現状では、小規模特別養護老人ホームを公設民営により整備するという事は難しいと考えております。しかし、今後増加する施設利用希望者に対応するためには、町内の既存の福祉目的などのほかの施設などの改修費用を町が支援するという事も視野に入れて、高齢者福祉施設の整備充実を図りたいと考えております。

2 金田 再質問に移ります。まず今町民課長さんからのお答えで住民参加、住民主体の活動が高齢者においては広がりを見せている点を御指摘いただきましたので、若年世代のことについて質問します。午前中の同僚議員の質問の中にも出ました増田レポートは、消滅自治体の危機を言ってるだけじゃなくて、それを救うための手段も着眼させてくれています。それは20から30歳代の若年女性に目を向けるということです。企画課長の午前中の答弁にあったように、合計特殊出生率の17点何がしパーセントとか、子供2人とか子供3人持つ方のパーセンテージを見ても、我が町の若い女性たちはすごい頑張っています。よく生んでてくれますし、育ててくれます。こういった若年層はもちろん、40代、団塊ジュニア層がこの町にはまだまだいます。まだまだいますっていうか人数的には少ないですが、それでもたくさん元気な若い人たちがいます。これらの人たちがこれからの町をつくっていきます。そうするとこういった人たちがまち・ひと・しごと戦略なり、今後の設楽町総合計画の策定の場に出てきてくれなければなりません。出てきてもらわねば困ります。若い世代の人たちはなかなか行政離れが進んでいて、自分の生活を私的な生活から一歩社会的なところに踏み出すっていうゆとりもないし、意識もないっていうふうに指摘されていますが、設楽町においてはそうばかりは言えません。例えば名倉の方面では全く若い人たちが主体でコミュニティでの新しい行事を創出したりしていますし、婚活イベントなどについても若い方々が力を発揮してくれているというような事例がありますので、役割がきちんと認識されれば、何が解決課題なのかははっきりとわかれば動いてくれる人たちはいるというふうに考えています。今後ですね、このまち・ひと・しごと法案が理念法案で努力についての事項は理念法案にはあちこちに書かれているから、ゆったり緩やかにやればいい、あるいはそんな簡単にはいかないっていう御答弁が毎回続きますが、設楽町はもう既に高齢化率45%で若年層の人数比はものすごい少ないということをはっきりと認識していれば、そんなゆったりとか緩やかにとか時間がかかるから難しいなどとは言うておられませんので、この若い人たちが社会的な役割を自覚して町の町づくりの現場へ出てきてもらうような仕掛けを考えているかどうか再質問の1つ目といたします。

では再質問の2つ目ですが、住民参加の手法についてですが、限られた財源でとか、協力できるものはやりますとか、信頼関係を築くために協力依頼をしますとかって、いつまでたっても具体的に一歩踏み出すっていう答弁が得られません。住民参加、午前の答弁で町長懇談会の出席者がすごく少なかった。行政の思

いどおりには、熱い思いどおりには参加してくれない。住民の方々に責任があるようなふう聞こえる答弁もありましたが、これは住民参加に本腰を入れてこなかった、本腰を入れて取り組んでこなかった過去の行政運営の負の遺産です。ですからこれをひっくり返して、もうどうしてもみんなで参加してもらって町づくりを進めていってもらわなければならないというところには行政のほとぼしる情熱が町民に感じられなければできっこありません。そのうちにとか、できるものからなどと言っていては進みません。消滅自治体そのものの道を自分から進んでいくことになってしまいます。住民参加の手法の学びとともに解決すべき課題がクリアになることを具体的に考えていかなければいけません。努力してないって言うわけではありません。例えば先の11月15日、若者向けワークショップがありました。こういったものを続けていくことが大事だと思っています。すぐに効果があらわれることではないかもしれませんが、この間、観察参加をさせていただきましたところ、臨床環境学の教授の深い知見とファシリテートの卓越した技能のおかげで客観的データで解決しなければならない問題と解決するための手がかりが観察している私にもよくわかりました。参加している方々は非常に伸び伸びとした発言をしておられました。それにこれに参加できなかった、たまたま事業がいろいろ重なって、日程調整がまずかったっていうことがあるんですが、これに参加できなかった若い親御さんからこれに参加したかったと、町づくりの若者会議に参加したかった。ただ健康づくりのウォーキングと重なっていたので、子供の健康のために歩かせたいから、子供のことを優先したんですっていうようなお話も聞いております。相当の努力が必要なんですけどそのうちになどと言っていないで、今検討しているといった名古屋大学の臨床環境学の教室等との連携を具体的にさっさと進めていただいで、大勢の住民に参加の手法の学びと解決すべき課題がクリアになる体験を積みかせていただきたいと思います。協力依頼しても住民はエンパワーされません。力のある存在にはなれません。具体的な施策の中で体験して進んでいってもらうことしかエンパワーする方法はありません。

では最後に3つ目の介護サービスの不足についての、ごめんなさい今2つ目のところで質問を具体的に言うのを忘れました。このようなワークショップのような手法を取り入れた時間はかかるけれども本当に住民の伸び伸びした意見が出て、その中から合意形成をつくっていった集落ビジョンが策定できるようなことを本気でやっていくのかどうかどうか覚悟を伺います。それから3番目です。介護サービスの不足についてのことですが、午前中の質問で同僚議員からも厳しく質問があったように広域連合に移ったときに町の独自のサービス、今よくできている町の独自のサービスが本当にこれからもできるのかっていう懸念がものすごくあります。実はこの介護計画についての策定委員会をずっと観察、あるいは参加させていただいていますが、専門職の方々と住民代表の方は実際に現場で活動している方々なので、非常に深い論議がされていて、この方々の御意見は本当

にすばらしいなと思って、毎回毎回学びがあります。この方々がいろいろなことを、第6期の今は計画をつくっているのですが、そこに盛り込んでくださいます。それをこの3年間で本当に実行しないと、ただいい考えやいい連携が絵に描いた餅になって終わってしまいますので、この介護計画にあることを、今つくっておられて、パブコメもこれからやられるということですので、これを本当に3カ年で実に実行していく覚悟を伺うと同時に広域連合では第7期の計画をつくることになっています。そのときのこの町独自サービスが本当に実行できるのかという不安を、先ほど午前中の答弁で町長は町独自のつまり一般財源のお金でもって対応するぐらいの覚悟はありますというお話でしたが、実は第7期総合計画が実施されるのは3年後なので、現町長が再選されてこのお約束がきちんと守られるということが保証されればいいんですが、そのところの保証もないので、町長さんが力強い発言をしていただいたけれどもまだ不安は残っております。町独自サービスについての協議が介護保険事業では必要になってくると思いますが、広域連合での協議は町の議会よりも広域連合議会の決定が優先されるのですか。そうすると町独自の計画は全く一般財源で全部やらなくちゃいけないということに陥ってしまいますが、その点について確かめたいと思います。以上です。

企画課長 1番最初の質問の趣旨がよくわかりませんが、1番と2番目の質問をまとめてやる気があるかということだと思っておりますので、やる気はあります。以上です。

町民課長 今町独自の介護予防事業が第6期の計画を進めている中での話と広域連合に移行する第7期の計画でどのようになっていくかという趣旨でございますが、もちろん第6期の計画づくりの計画を進めておりますので、これは設楽町の考えで介護予防事業を取り入れるということに今非常に盛り上がっておると言いますか、先ほどの答の中でもありますように各地区の小さな活動も拾い上げていくと、それがこの1、2年で非常に町全体に広まっておるということを非常に実感しております、経費は少ないながら非常に住民を巻き込む活動としては大きな成果を上げておるというふうに私どもも思っております。ですので第6期の計画につきましては、そういった事業をさらに活動しやすい事業、それから住民の人が今まで出てこれなかった人が出てきやすくなるような事業メニュー、それから継続できるような中身というものをリーダーの人にも考えていただくことにもなるんですけども、そういった小さな住民団体、きめ細かなメニュー、そういったところで第6期の計画の中に計画づくりと来年度に向けて予算要望をしていくということで進めております。第7期の広域連合になった場合のこういった町村独自事業ができるかということですが、ここは推測でしかございませんけれども、やはりこれは成功事例というふうに私は思っておりますので、いくら広域連合の中の協議が経なければならぬという段階はありますけれども、まず設楽町の盛り上がってきた事業をここで介護予防という位置付けからするとなくすわけにはいかない事業だと思っております。先ほど町長が答えました独自財源で

もやるぞというような覚悟に表れておるといことだと思しますので、第6期、第7期の計画の中でもしっかり盛り込んでいきたいと思っております。

2 金田 では最初の企画課長の答弁について伺います。やる気はあります。それではお答えにならないと思えます。例えば住民参加の手法の学びと解決すべき課題がクリアになるワークショップをこの前やりましたね。これはまず本当の入り口なのですが、これを1回やっただけでは全く意味がないわけで、続けていかなければさまざまな意見は聴取できないし、さらにそこから出てきた課題について集落ビジョンをみんなが考えるようなところに進んでいきません。ワークショップみたいな手法で住民参加の具体的な方法をみんなの意見が尊重される方法を継続して行いますかっていうことを伺います。

企画課長 集落ビジョンに関してワークショップをやるかどうかは、まだ決めておりませんが、この前のようなワークショップは、この前のはほんの入り口でありますので、何回かやっていく予定であります。

2 金田 それでは次年度予算の、もう今財政課のチェックが入っている段階に入っているということですので、その総合計画をつくることに関連してか何かのところにそういったワークショップとか住民の、特に先ほど私が指摘しましたが若年女性や40代のファミリー層の意見が平場で聞けるそういうような予算は反映されているでしょうか。

企画課長 そこまで具体的な予算要求はしておりませんが、そういったいろんな手法に耐えられるような予算要求を現在しております。

2 金田 予算の査定には具体的なことも想定して行われると思うんですけども、まだ担当の皆さんは考えて、具体的にはどういうふうにするかっていうことを考えていらっしやらないのですか。

企画課長 予算要求にもいろいろありまして、全て物事を決めていつやるかまで決めてやる予算要求もありますし、例えば今回の金田議員が質問のひと・まち・しごと創生法案もでき上がりました説明を受けたのが、実は説明を受けておらんわけですけども、文書できて来々人口ビジョンをつくれ、総合戦略をつくれというのは、それこそ予算を出して後にきたもんですから、そういうのも含めて対応できるような予算で、大ざっぱに言うんですかね、先ほど言いました名古屋大学の先生と相談しながら、そういったのにも対応できるような総合計画をつくる1年前に総合戦略つくらなきゃならないもんですから、例えば基本理念の部分を先に皆さんで住民の皆さんと相談しながらつくっていかうとか、そういった話はしているんですけども、まだ手法、それをワークショップやるんだとか、若者会議やるんだとか、中学生議会をやっていくんだとか、そういった細かいところまでは決めた予算を要求してはおりません。以上です。

2 金田 さっきの1回目、やる気はありますって言われた答弁ね、本当に失礼だなと思って私は大変心外でした。もちろんやる気はありますっていうことはわかりましたし、予算要求もしているっていうこともわかりましたので、今後のさまざまな

仕掛けについてぜひ情報公開をしていただき、誰でもが参加できるような状態をつくって進めていっていただきたいと思います。

それから町の独自サービスについてですが、6期の計画を立てていらっしゃる方は本当に真剣で専門的な知見でお話になっていて、今までこんなのがもっと早くにあったら、こんだけ高齢化が進まないうちにあったらよかったのになんていうような学びがいっぱいありますので、そういった人材を大切にしながらぜひ町の独自計画が、先ほど町民課長が言われたようにですね、下流域っていうか都市部の方々のお手本となるような内容がいろいろありますので、協議の場ではこれがもう一番やっていくといいのだからって設楽町が主導されるような協議の場になっていくことを期待し応援したいと思います。ぜひ両方ともだめだとかって言うつもりは全くありませんので、努力している点は大変認めますので、継続して本気でやっていただくっていうところの覚悟について町長お考えをお願いします。

企画課長 大変失礼な答弁をして申し訳なかったですけども、本気でやるのかって聞かれたものですから、少しちょっと言葉がとがってしまいました。申しわけありませんでした。

町長 金田文子議員の熱意あるというか町を思っていることで一生懸命我々に対して質問をしていただきます。言われるとおりですね、やはり町の人たちが望む将来の設楽町にとってですね理想的なそうした施策をつくり上げ、町民また我々役場の職員はもとより議員の皆さんとともにですね、思いのうちをみんなで共有しながら町づくりを進めていく。これが原点だというふうに思っております。そうしたことを進めていくために端から見るとまだまだ不満を感じる、納得のまだできない部分も多々あるかというふうに御指摘をされる部分があるかというふうには思います。そうした中であってですね、我々はこれからの町民が生活をしていくためにどうしても必要だ、そしてこういう形であってほしい、そういったものをですね、きちっと捉え、そうしたものを反映できるように町政でみんなで盛り上げていくということは我々の責任だというふうに思っております。一生懸命やる気があるかという御指摘をいただいております。我々がそんな気持ちがなくして町づくりはできないというふうに思っておりますので、そういったことをきちっと肝に銘じてこうした御指摘をいただくようなことも十分踏まえる中で今後こうしたことへ対応してまいりたいというふうに思っております。

2 金田 最後の一つをお願いします。公設民営の特養のようにですね低所得者でも安心して入れるような施設サービス、小規模でもいいんですが、どうして公設できませんかっていう質問をしたかといいますと、それでしかできないからっていう、いろんなことを調べても、それでしかこの町ではできないからっていう結論です。そういう収容する施設がなければ一生懸命元気高齢者で健康寿命を延ばしても、何だったんだ、結局最後の最後私たちは見捨てられたのからっていうふうにならざるを得ません。うちが、奥のこの3町村が一番先に高齢化が進んでいるんです。

超高齢人口がどのように処遇されるかということについては簡単にそうですか財源がないからだめですか、人材がないからだめですかということでは納得できません。この点についてもう一度町長から超高齢者になったときに努力してきて、元気で生きようと思って超高齢化したときに行き先がないってそういうようなことにはならないってということについてぜひ力強い御答弁をお願いして。

町長 町内においてですね、介護をお願いをされるという待機者の方々も多くふえてきておる現状があります。それは本当に私としても十分承知の上で、また今回というか昨年の選挙の折にもですね、そうした人たちへの対応策ということでこうした施設の充実を図りたいということをお願いしてきております。そうしたことを具体的に行っていく際にですね、今御提案していただいたように公設民営でやるべきではないかというお考えも一つの選択肢としてはあるというふうには承知しておりますが、これを具体的に進めようとする背景の中に一方ではやはり町財政全体を見定める中で、どういうふうに財源を活用して運用してこうしたことへの実現化を図ることが理想なのか、そういったことも考えの中に十分考慮する中でそうしたものへの対応を図らなければならないというふうに思っております。そして私は一つは理想的ってというか頑張らなければいけないなというふうに思っておる一つの案としては、やはり町内にも今既に6箇所のこうした介護、また福祉、また認知症、そうした人たち用の施設があります。5600人ほどの人口の町であって6箇所そうしたものがあるわけです。その中には公営で運営されるもの、また民営で運営されるものもあるわけですが、私できれば一つは基本的には、まずは民営という形へ働きかけをすることもひとつ大事なことだろうというふうに思います。そしてそれが民設民営で行っていける状況ができるとすれば、そのことが可能になるように町としての応援、手だて、例えば用地の提供ですとか、それから建設する際の町としての助成がどこまでできるか、そういうことも含める中で民設というものをひとつは働きかけをする必要もあろうかというふうにも思います。しかしながら今現在公設で全て町でこれを建ててそして町が運営して、運営する際に委託という方法もあります。しかし全体を捉えるとやはり町の施設として運営していくためのどれぐらいの負担がかかっていくか、そういったことも当然のことながら考慮する検討する中で進めようとする理想的なことはやはり民設でまずは働きかけをしていきたいなど、それがかなわないという状況になったときに先ほど町民課長申し上げましたけれども、町内に現有するそうした福祉施設そうしたところへの例えば施設改善を図るための費用を町が捻出しようと、そういう中へスタッフも、充実したスタッフ、今ある現有してあるスタッフの中に加えてそうしたスタッフも入っていただく、そしてそういう中で運用ができていけるような方法もこれは考えていく、そうしたようなことも基本的に充実度を高めるためには必要ではないかというふうにも思っております。したがって、まずは民設民営という方法、選択肢を考える中で、一方では現有しておる施設への町としての助成、そしてそうしたものへの対応が図

れていく中で待機の人たちが少しでもそうしたところへ入っていただける、そうした状況をつくり上げていくこともひとつの手だてかなというふうに思っております。そうしたことを総合的に勘案しながらそうしたことへこれから対応を図っていきたいというふうに思っております。

2 金田 これは財源をどこにかけるかっていう問題にかかわっていると思いますので、この点については今後も安心してここで住み続けられるということについて私は最重要だと思っておりますので、その点に財源をかけていただきたいということで、今後もいろんな面で追求していきたいと思います。民設については難しいと思って公設をお願いしてみましたが、まだそういうふうには至らないということで大変残念ですが努力をお願いして質問を終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 2時5分まで休憩とします。

休憩 午後1時51分

再開 午後2時05分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、承認第7号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第7号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。平成26年12月2日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきまして専決処分書がございます。この件につきましては、先ほど、11月21日の衆議院の解散に伴いまして、12月14日に行われる第47回衆議院議員総選挙に係る所要額について、議会を招集する時間がないことから地方自治法第179条第1項の規定により、設楽町の一般会計の補正予算を組み、専決処分をしたものでございます。次にもう1枚はねていただきまして一般会計補正予算(第3号)がございます。歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1297万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4833万4000円とするものでございます。補正予算に関する説明書の4ページをお開きいただきたいと思っております。歳出から説明をさせていただきたいと思っております。第2款第1項1目一般管理費でございます。衆議院議員選挙を含めまして、来年4月までの5ヶ月間に4つの選挙が予定されます。非常にタイトなスケジュールの中で動いていくこととなりますので、職員の時間外手当の増額をしていきます。第4項5目衆議院議員総選挙費につきましては、選挙にかかる経費をそれぞれの節で必要額を計上いたしております。前に戻っていただきまして、歳入が出ております。衆議院議員総選挙費委託金として、県委託金を増額補正いたしまして、そのほか財源の不足額を財政調整基金一般積立金で調整をさ

せていただく補正でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。承認第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第7号は、承認されました。

議長 日程第7、議案第74号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第74号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成26年12月2日提出、設楽町長横山光明。説明といたしまして、丸山洋子委員の任期が、平成27年3月31日に満了することに伴い、新たに候補者として推薦するため。氏名で高井要子、59歳の方でございますけれども、この方を推薦したいと思っております。よろしくお願います。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

(意見なし)

議長 意見なしと認めます。お諮りします。議案第74号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第74号に対する議会の意見は「適任」とすることに決定しました。

議長 日程第8、議案第75号「東三河広域連合の設置について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第75号「東三河広域連合の設置について」、地方自治法第284条第3項の規定に基づき、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村の事務の一部を処理するため、次のとおり規約を定め、東三河広域連合を設置するものとする。平成26年12月2日提出、設楽町長横山光明。地方自治法第291条の11の規定により、規約を定め広域連合を設置することについて、関係地方公共団体の議会の議決が必要なためでございます。1枚はねていただき

ますと、東三河広域連合の規約を添付させていただいております。これについて説明をさせていただきます。まず第1条につきましては、広域連合の名称を東三河広域連合と定めるものでございます。第2条、第3条につきましては、広域連合を組織する地方公共団体を東三河地域の8市町村とすること。区域につきましては、当該8市町村の区域とすることを定めるものでございます。第4条につきましては、広域連合の処理する事務について定めるものでございます。第1号につきましては、介護保険に関する事務で、保険者の統合に関する事、第7期介護保険事業計画の策定に関する事及びこれらに附随する事務を行うことを定めるものでございます。第2号につきましては、構成市町村が賦課した地方税及び国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成市町村の長が広域連合への移管の手続きを行った事案に係る滞納整理等に関する事務を行うことを定めるものでございます。第3号につきましては、社会福祉法人に関する事務のうち、構成市町村のそれぞれの市が行う社会福祉法人の認可等に関する事務を行うことを定めるものでございます。なお、これにつきましては、現在設楽町、東栄町、豊根村分に係る当該事務の権限は愛知県にありますので、平成27年2月の県議会で予定されております、事務処理特例条例の改正後に規約を変更し、平成27年4月1日から8市町村に係る当該事務を開始する予定でございます。第4号から第6号までは障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務、消費生活相談等に関する事務、航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務を行うことを定めるものでございます。第7号、第8号につきましては、広域にわたる新たな連携事業と事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務を行うことを定めるものでございます。第9号につきましては、構成市町村が一体となって取り組む公共施設の相互利用、職員研修及び情報発信に関する事務を行うことを定めるものでございます。第5条につきましては、広域連合が作成する広域計画の項目を定めるものでございます。第6条につきましては、広域連合の主たる事務所を豊橋市職員会館に置くことを定めるものでございます。第7条から第10条につきましては、広域連合の議会に関しまして、議員の定数を26人とすること、その議員は構成市町村の議会の議員のうちから構成市町村の議会において豊橋市は7人、豊川市は4人、蒲郡市、新城市、田原市はそれぞれ3人、設楽町、東栄町、豊根村はそれぞれ2人を選挙すること、広域連合議員の任期は構成市町村の議会の議員の任期とすることなどを定めるものでございます。第11条から第13条につきましては、広域連合の執行機関に関して広域連合長及び副広域連合長7人をおくこと、広域連合長は構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票により選挙すること、広域連合長及び副広域連合長の任期は、構成市町村の長としての任期によることなどを定めるものでございます。第14条は補助職員、第15条は選挙管理委員会、第16条は監査委員に関して定めるものでございます。第17条は広域連合の経費でございます。構成市町村の負担金、国及び県の支出金及びその他の収入をもって充てること、構成市町村の負担金の額は別表のさらに左の

欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右の欄に定める負担割合で按分することを定めるものでございます。附則の第1項は、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行することを定めるものでございます。附則第2項から第4項につきましては、それぞれの事務の準備行為等に係る経過措置を定めるものでございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第75号を東三河広域連合検討特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第75号を東三河広域連合検討特別委員会に付託します。

議長 日程第9、議案第76号「北設広域事務組合理約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第76号「北設広域事務組合理約の変更について」、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり北設広域事務組合理約を変更することについて議会の議決を求める。平成26年12月2日提出、設楽町長横山光明。地方自治法第290条の規定により、北設広域事務組合理約を変更することについて、関係地方公共団体の議会の議決が必要なためでございます。1枚はねていただきますと、北設広域事務組合理約の一部を変更する規約を添付してございます。この件につきましては、第3条の表、共同処理する事務の欄の中で「1、介護保険法」とございますけども、「1、」を外しまして「介護保険法」に改めるもの、それから「2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市町村審査会の設置及び運営に関する事務」を削るということで、これは広域連合のほうにこの事務を移管するために、北設広域事務組合の規約を変更するものでございます。この規約につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。経過措置として、この規約による改正前の北設広域事務組合理約第3条の規定に基づき、共同処理された事務に係る会計処理につきましては、改正後の北設広域事務組合理約第3条の規定に関わらず、当該会計処理が終了するまでの間、共同処理する事務として行うものとするという規約の変更でございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第76号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 76 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 10、議案第 77 号「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 77 号「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」、設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるためでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 議案第 77 号から 78、79 号までが関連する条例でございます。一つ一つ説明をさせていただきます。けさ、議会が開催前に子ども・子育て新制度に伴う基準条例の概要についてという参考資料 1 というものと、3 枚めくっていただいて、参考資料 2 というものをお配りをさせていただきました。非常にわかりづらい条例ということでございますので、本文も後少しを説明させていただきますけども、この参考資料 1 と 2 によって概要を説明させていただきたいと思っております。まずこの議案第 77 号の「設楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」でございます。参考資料の 1 ページ目をごらんください。子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から始まることに伴いまして、自公民 3 党合意を踏まえ、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立をして、児童福祉法の一部が改正され、今回町議会に上程をしました 3 本の条例のもととなる国の基準に基づき、設楽町で基準を定める必要がありますので、今回の上程ということになりました。子ども・子育て関連 3 法というのは、ここの下にあります四角囲みであります。法律名を言うと長いもんですから 3 つの法律ということで省略をさせていただきます。参考資料 2 の 3 ページをお願いいたします。A 4 横長で子ども・子育て支援新制度のポイントという資料でございます。この丸 3 つは先ほどの参考資料 1 のところと同じ表示でございますが、3 ページのところの米印のところにあります。消費税率の引き上げによりまして、国及び地方の恒久財源の確保を前提としております。先日、消費税率の 10% 引き上げが平成 29 年 4 月まで延長する方針が表明されましたが、現行どおり平成 27 年 4 月からこの新制度は実施をされる予定であります。財源は今後、国の予算編成過程において調整をされまして、財源確保がされる見込みであります。これが 3 法の全体の流れでございます。それではこの議案第 77 号の条例について説明をさせていただきます。

きます。資料は戻っていただきまして、参考資料1の1枚めくった2ページ、この2ページ部分が本条例の概要でございます。この条例は20人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などの地域型保育事業に関する認可基準を定めるもので、国が定める基準を踏まえまして、町の条例にて定めるものであります。原則として、3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象した事業でございます。都市部では、小規模保育等をふやし、待機児童の解消を図っていくものの制度でございます。地域型保育事業を大きく分類すると、4つに分かれます。この①から④でございます。①というのは家庭的保育事業で、定員5人以下の家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にし、きめ細やかな保育を実施するもの。2番目が小規模保育事業、定員6人から19人で比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施するもので、規模によってA型、B型、C型というものに分類されます。③の居宅訪問型保育事業、保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するものであります。4番目の事業所内保育事業、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するもので、人数に応じて保育所型と小規模型に分類をされます。条文のほうへ戻っていただきまして、議案の条文のほうをお願いいたします。主に事業所ごとに、それぞれ保育従事者の配置ですとか、保育室・屋外遊技場の面積要件、給食設備等の要件、耐火基準、連携施設を定めたものであります。この基準制定に当たっては、町の実状に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないということから、1カ所を除き町独自基準の規定は行わず、国の基準に準じて町の基準を制定していきます。1カ所を除きと言いましたところは、第43条をお願いいたします。ページ数が振ってありませんけれども、第43条の開いていただいで、43条は左から続いてきますけれども、右の第1項の(2)のところであります。(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。というところであります。もともとの国の基準は1.65平方メートルという基準になっておりました。現在、県の基準で既に3.3平方メートルということで、広い面積を基準としておりますのでそれに基づきまして、今現在の県の基準である3.3平方メートルを適用させていただきます。もう一度、参考資料1の2ページに戻っていただきまして、一番下の四角であります。現在、設楽町においてこの事業は実施をしておりません。3歳未満児の保育は、保育園で対応していく予定ですが、ここで入所の人数が多くなれば保育士の確保が必要となります。ということで議案第77号の概要説明にさせていただきます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第77号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 77 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 11、議案第 78 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 78 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について」、設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるためでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

町民課長 これも先ほどの資料からごらんいただきたいと思います。参考資料の 2、A 3 サイズの 16 ページ、カラー刷りのところでございます。16 ページ A 3 横長をお願いします。まず、条例名にある言葉の説明をさせていただきます。条例の中に特定教育保育施設とあります。これは 16 ページの A 3 横長の部分のちょっと字が小さくて見づらいんですけども、幼稚園と認定こども園、右へ行って保育所、この 3 つが教育保育施設というものでございます。16 ページにあります、その説明書きの括弧の中に、市町村が確認すると特定教育保育施設となるものがあります。県の認可があって市町村が確認という段階を踏みますと、特定教育保育施設と名称が変わりまして、議案第 78 号の適用する施設に該当するというものに載ってくるものであります。もう一つ条例名にあります、特定地域型保育事業というのは、16 ページの地域型保育の部分でございまして、市町村が確認すると特定地域型保育施設というものになるという名称の理解をお願いしたいと思います。

次に、条例の概要を説明させていただきます。資料 1 の 3 ページをお願いします。この条例は、繰り返しになりますけども、学校教育法または児童福祉法等の許可を得ていることを前提に、施設、事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設事業として確認をし、給付による財政支援を対象とする確認制度というところから始まるもので、この運営に関する基準を定めるものがこの条例であります。認定こども園、幼稚園、保育所の施設認可は愛知県で、地域型保育事業の設置認可は設楽町ということになります。先ほどの議案第 77 号、1 個前に出てきた条例案であります、これは町で認可が必要ということになりますので、そのための基準を定めたものであります。真ん中の四角囲みのところに、右四角囲みの右のほうの表に認可基準と、それからもう一つ右に運営基準確認というものがございまして、この認可基準の下の段の地域型保育給付の部分が、一つ前に出てきました議案第 77 号で定める規定の部分でありまして、この議案第 78 号は施設型給

付と地域型保育給付の両方の運営基準を確認する基準を定めるものがこの議案第 78 号の条文の内容でございます。本文の主な運営基準でございますが、本文の 1 ページの目次のところをごらんいただけるとよろしいかと思いますが、始めに利用定員、それから応諾義務ですとか定員を上回る場合の選考、連携施設との連携、利用者負担の受領、幼稚園教育要綱、保育所保育指針に沿った教育保育の提供、個人情報管理、事故発生防止及び発生時の対応、それから特別利用保育、特別利用教育の提供などを定めたものがこの条文のそれぞれの条項でございます。基準の制定に当たっては、町の実状に国の基準と異なる内容の定める特別な事情や特性はありませんので、町独自の基準の規定は行わず、国の基準に準じて町の基準を制定しておるものであります。参考資料の 4 ページをお願いします。4 ページの一番上の段の町の状況という四角囲みをお願いします。公立保育所は施設型給付となります。民間保育所、いわゆる宝保育園は現行同様、町が保育園に対して保育に要する費用を委託費として支払うという形になるものであります。5 ページの A 4 横長の資料でございますが、これが先ほど認可と確認という使い方、仕分けをしております。認可というのは町あるいは県が行いまして、運営基準の確認というのを町が行うという説明の資料でございます。それがもう一度申し上げますと、四角囲みの認可のところ、それから四角囲みの確認のところに太字のゴシックで書かれております、地域型保育事業認可の基準が条例で定められ、確認のところの四角囲みの子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準が今回条例で定められるという概念でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 78 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 78 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 12、議案第 79 号「設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 79 号「設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」、設楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る必要があるためでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

町民課長 先ほどの参考資料の6ページ、参考資料1の最後でございます。この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について国が定める基準を踏まえまして、町の条例で基準を定めるものであります。放課後児童育成健全事業とは、小学校に就学している児童を対象に、その保護者が労働などによって昼間家庭にいない場合、授業終了後及び夏休みなど長期休暇の期間において、適切な遊びと生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものであります。本文のほうを見ていただきまして、本文の内容ではございますが、設備の基準ですとか放課後児童支援員の配置、配置の人数、その資格要件、それから支援の単位など、それから職員の虐待行為の禁止ですとか、放課後児童クラブの開所時間ですとか日数を定めたものであります。先ほどの資料1の6ページに戻っていただいて、基準の制定に当たっては町の実状に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はありませんので、一部を除き町の独自基準の規定は行わず、国の基準に準じて町の基準を制定しています。国の基準の一部を除きという違う点でございます。それが6ページの真ん中の四角囲みであります。国の基準では1年250日以上という規定をしておりますが、設楽町の基準では240日ということで10日減らしてあります。その理由ですが、現在放課後児童クラブは土日、祝日、年末年始、8月のお盆の4日間は閉めております。ということで、240日以上ということにさせていただいております。現状としましては、下の欄でございますが、放課後児童クラブとして現在、田口地区と津具地区で2カ所で実施をしております。田口、津具とも定員は10人です。対象児童は1年から3年、それから開所の時間ですとか休日等がそこに記載されております。指導員数が内容のところは1名となっておりますが、国の基準で2名以上とあります。実は40名以上という国の基準ではございますけども、現在利用人数がほぼ10人以下で推移をしておりますので、国の基準には沿っていないという部分にはなりますけども、人数がふえ次第、順次体制を整えて進めていく予定でございます。それから現在、名倉地区において放課後児童クラブの実施要望がありまして、試行的にこの冬休みの実施に向け現在検討を進めておるところであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 参考資料1の6ページの中段、国の基準に対して町の基準は240日になっていて、これは土日は閉庁しているからということでしたが、保護者等の労働が土曜日もあるってというようなことがあって、要望があったときには対応できるような日数になってますか。

町民課長 現時点では土曜日を閉めておるという状況でございます。しかしながら国の基準というところもありますところと町の利用者の方の要望というのには対応していくという考えでおります。当初の条例制定ではこの中身でいきますけども、今後利用者の要望が出てまいりましたら変更をかけていくという予定であり

ます。

議長 ほかにありませんか。

5 渡邊 今、田口と津具で実施されているわけですが、平日3時間というあれがありますけど、例えば親御の都合でそれより伸びる場合があると思いますけど、そのときの対応はどんな具合にされてますか。

町民課長 原則、そこの開館時間にありますように季節によって4月から10月は午後7時、11月から3月は午後6時、夏休み等の長期休暇は午後7時までという基本線ではやっております。そもそも申し込みの時点で時間が決まっておりますので、その時間に合うようお願いをしておりますけれども、やはり連絡をとりながら子供さんの面倒を見ることではありますので、ある程度の融通は利かせておるつもりですけども、当初の予定に基づいて放課後児童クラブを運営しておりますので、親御さんの御理解も合わせてお願いをすることによって進めております。

議長 ほかにありませんか。

4 夏目 先ほどの6ページの中ですね、指導員数についてちょっとお伺いします。ここの基準のほうの第10条を見ますと、事業者は放課後児童員の支援の数は地域単位ごとに2人以上とすると、ただしその1人を除き補助員をもってこれに代えることができるとなっております。設楽町の場合には1名というふうになってますが、もしこの基準ができ上がった場合には補助員1名つける必要があるのか、この辺をお聞きします。

町民課長 基本的には条例に沿って設置をすることではあります。現時点では補助員を兼務というような形でつけておりますので、今100%沿っておるかというところではない部分も多いですけども、人数がもちろんふえましたら設置をしていきますし、兼務というようなところで対応をしております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第79号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第79号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第13、議案第80号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第80号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第

1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。設楽町の就学指導委員会を廃止いたします。そのために就学指導委員の報酬を削るという内容の一部改正でございます。この条例につきましては、平成 27 年 1 月 5 日から施行いたします。附則のところでございますけど 2 項でございます。設楽町就学指導委員会条例につきましては、これに合わせて廃止するという内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 この条例の所管課長は誰ですか。

教育課長 この条例につきましては、教育委員会のほうから提案をさせていただきました。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第 80 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 80 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 14、議案第 81 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 81 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。出産一時金の支給額を見直すものでございます。今まで 39 万円であったものを 40 万 4000 円に改める内容でございます。この条例につきましては、平成 27 年 1 月 1 日から施行いたします。経過措置としまして、施行日前に出産した被保険者に係る設楽町国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、従前の例で 39 万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 81 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 81 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 15、議案第 82 号「設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 82 号「設楽町道路占用条例の一部を改正する条例について」、設楽町道路占用条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。道路法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係政令の整備に関する政令の改正により、この条例を改正するものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

建設課長 道路占用条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。占用料の額の第 2 条第 1 項の改正前でございます。道路法第 35 条並びに電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議し、その同意を得るという条文が記載されております。その内容につきましては、いずれも国の実施する事業についての規定となっております。国の実施する事業といたしますのは、道路法施行令で国有林野事業と定められておりました。このたび、国有林野事業が特別会計から一般会計に移行されたことによりまして、道路法 39 条の規定による占用料を徴収することができなくなったため、その規定を削除するものであります。なお、占用料の減免を規定しました第 3 条、占用料の徴収方法を規定しました第 4 条も同様の趣旨で、道路法第 35 条と電線共同溝整備法第 21 条の規定の部分が削除されております。また、めくっていただきまして、第 2 条第 2 項の占用の期間が 1 月未満の占用料の額につきまして消費税の適用を行っている部分でございますけれども、本来ならことし 3 月議会に提出をいたしまして、議会の議決を得るものでしたんですけれども、条例の改正等にそのまま気がつかずにきてしまいました。大変申しわけありませんでした。今回道路法の施行令の改正に伴う一部改正と同時に改正を行わさせていただきますと思います。なお、現在におきまして道路占用物件で 1 ヶ月未満の占用は許可したものはありません。

次に、別表の第 2 条の関係の 5 ページの部分になります。5 ページの一番下の部分の道路法施行令を追加するという部分ですけれども、第 3 条で占用料の減免の改正時に道路法施行令を削除していますので、その部分を規定として別表に改めて規定をさせていただきます。なお、この条例につきましては、公布の日から施行をさせていただきますと思います。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 82 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 82 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 16、議案第 83 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」

から日程第 23、議案第 90 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」を一括議題とします。本案について一括して議案の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 83 号から議案第 90 号までの概略につきまして、説明をさせていただきます。まず一般会計の補正でございます。1 ページの歳入歳出予算の補正につきましてごらんください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 944 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 5777 万 8000 円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更は第 2 表、地方債補正による。平成 26 年 12 月 2 日提出、設楽町長横山光明。4 ページをお開きください。地方債の補正でございます。今申し上げましたとおり、財務局との調整の結果、起債額がおおむね固まってまいりましたので、表のとおり借入額についての変更をいたします。

次に、補正予算に関する説明書のほうをごらんいただきたいと思います。各款項に共通しております、特別職及び一般職職員人件費につきましては、給与改定及び期末手当改定に伴い、補正をしておりますので説明を省略いたします。それでは、歳出から説明をいたします。6 ページをお開きください。第 2 款第 1 項 1 目一般管理費でございます。町民課戸籍事務担当職員が病気のため長期療養休暇を取得することに伴いまして、受付事務等に慣れている窓口センター職員を急遽、本町業務に従事させ、窓口センターについては賃金対応職員としたことで、1 節報酬の減、7 節賃金の増額補正をいたします。2 目財産管理費では、業務課の専用車がバックギアが入らなくなる故障が発生しまして、応急の修理をして現在使用しておりますが、また同様の故障が発生する可能性が高く、至急買い換えをしていきたいと思っておりますので、車両購入に必要な費用を補正をいたします。5 目企画開発費では、ふるさと創生基金の預入利率が変更されたため積立金の増額をいたします。7 目文書広報費では、町民の方からの要望もあり、広報したらのバインダーを作成いたしましたので、印刷製本費の増額をいたします。9 目情報通信基盤整備費では、情報ネットワーク特別会計で保守点検委託に予算不足を生じるため、繰出金の増額をいたします。8 ページ第 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、窓口対応嘱託職員の報酬を増額いたします。9 ページ第 5 項 1 目統計費では、統計調査費の補助内示額の変更に伴い増額をいたします。第 3 款民生費第 1 項 1 目社会福祉総務費では、居宅介護事業所から法人運営費に人員配置を変更したことにより、社会福祉協議会への補助金が増加するため増額補正をいたします。28 節繰出金では、国民健康保険特別会計に職員給与の改定に伴う人件費増額分の繰り出し、介護保険特別会計には、高額所得者に対する自己負担率変更に伴うシステム改修費に対する繰り出しを行う経費の増額をいたします。10 ページ第 2 目老人福祉費 28 節繰出金では、後期高齢者医療特別会計で保険基盤安定制度負担

金の増と過年度医療給付費負担金償還金の追加により、特別会計への繰出金を減額いたします。3目老人ホーム費では、排水用ポンプの修繕費に不足を生じたので、増額をいたします。第2項1目児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例交付金、子育て支援減税手当について公務員の給付対象児童数が見込みより増加したため、不足分を増額いたします。2目保育園費19節では、人事院勧告に伴い、保育単価の上昇により民間保育所措置費の増、病気療養中の代替職員設置について補助金を増額いたします。12 ページ第4款衛生費第1項4目環境衛生費8節報償費では、下水道処理場の用地買収を進めるにあたり、対象範囲の各筆の境界確認調査に伴い、境界立会の謝礼金を増額をいたします。13 節委託料では、当初予算では処理場土質調査を推定岩盤線までの5メートル程度を予定しておりましたが基本設計前の土質調査では、1カ所30メートル程度が求められるため、173万2000円を増額いたします。また、当初用地調査は建設候補地の外周程度を想定しておりましたが、県代行による町道上原荒尾線改良工事との調整や処理場用地買収の準備を進めるため、調査委託料を増額補正いたします。28節繰出金では、簡易水道特会及び農業集落排水特会への給与改定分と光熱費不足分を繰り出しをいたします。第5款農林水産業費第1項2目農業振興費では、タブレット端末を利用して現地確認や野帳作成などに利用するための愛知県多面的システム使用料を新規計上いたします。また、対象面積が確定したため多面的機能支払負担金の増額もいたします。13 ページ第2項林業費2目林業振興費では、事業量精査の結果、面積が増加したため、あいち森と緑づくり事業委託料を増額補正いたします。14 ページ第2項3目林道事業費では、来年度実施予定の林道について橋りょう長寿命化計画策定のため、今年度実施した点検調査に基づく結果を整備協会のシステムに入力するため委託料を新規計上いたします。10月発生の台風により、林道の崩土除去や路盤整正のために重機借上料が不足してきましたので増額をいたします。15 ページ第6款第1項1目商工総務費では、12月1日に国の助成を受け、奥三河雇用創造協議会が立ち上がりましたので設楽町の負担金を新規計上いたします。16 ページ第7款土木費第2項1目道路橋りょう費では、町道奥三河線のトンネル内の照明が暗いという住民からの御指摘もありまして、点灯数の増加等により電気料の増額をいたします。2目道路維持費では、台風の大雨による崩土除去経費が多くかかったため、今後の除雪対策経費に不足を生ずる恐れがあるため、借上料の増額をいたします。3目道路改築費では、知生町有林線の立会者の増から報償費の増額、岩古谷トンネルがいよいよ完成に近づきましたので内覧会を計画し、パンフレットなど必要経費を計上しております。17 ページ第3項1目河川総務費では、急傾斜地崩壊対策事業負担金が決まってまいりましたので増額をいたします。第4項1目住宅費では、愛知東農協に預けております、町営住宅運営基金の預入利率が改定されたことにより、積立金を増額いたしております。20 ページ第11款公債費では、平成16年度借り入れの臨時財政対策債の利率が見直されたことで、相対的に元金償還金が

増加したため補正をいたします。第 12 款諸支出金第 2 項 1 目積立金では、歳入歳出間調整で財政調整基金一般積立金の減、財政調整基金合併振興基金利子積立金では、利率変更に伴い、積立金を増額をいたします。

続きまして、歳入の説明をいたします。3 ページに戻っていただきたいと思います。第 14 款国庫支出金では、人事院勧告に伴い、保育単価の増額による宝保育園の負担金の増、町道豊邦作手線、町道神田黒倉線改良事業に充当するがら地域交付金の新規計上いたします。子育て世帯臨時特例給付金の公務員分計上に伴う増額分も補正をいたします。第 15 款県支出金では、水源地域整備事業である下水道委託事業の増加に伴い、県負担金を増額補正をいたします。国庫支出金のところでも説明いたしましたが、保育園の保育単価の引き上げに伴い、県費負担金も増額をいたします。第 2 項県補助金第 3 項県委託金につきましては、補助委託事業の確定に伴い、それぞれ増額をいたします。第 16 款財産収入では、それぞれの基金において預入利率の変更に伴い、増額補正をいたします。

次に、議案第 84 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 623 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 263 万 2000 円とするものでございます。補正予算に関する説明書をごらんください。歳出のほうから説明をいたします。4 ページをお開きください。人件費につきましては、給与改定及び期末手当改定に伴い、補正をしておりますので説明を省略いたします。第 2 款第 2 項 1 目一般被保険者高額療養費では、高額療養費が当初想定しておりました予算を大きく超えそうな状況になりましたので増額をいたします。歳入で人件費につきましては一般会計から、高額療養費の財源としては基金からの繰入金で対応する補正といたします。

議案第 85 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万 7000 円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4219 万 9000 円とするものでございます。補正予算に関する説明書をごらんください。歳出から説明をいたします。4 ページのほうをお開きいただきたいと思います。人件費につきましては、給与改定及び期末手当改定に伴いまして補正をしておりますので、説明を省略いたします。第 1 款第 2 項 1 目賦課徴収費では、介護保険制度の改正に伴い、システム改修費が増加してまいりましたので委託料を増額いたします。歳入で不足分を一般会計からの繰り入れで対応する補正といたします。

次に、議案第 86 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 148 万 2000 円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1572 万 1000 円とするものでございます。歳出から説明をいたします。4 ページをお開きください。第 2 款第 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、保険基盤安定制度負担金の額が決定したことに伴い、148 万 2000 円

の増額補正をいたします。歳入におきまして、第3款第1項1目一般会計繰入金で保険基盤安定分の増額と過年度療養給付費負担金の償還があったため、1425万3000円の減額をし、総額で1277万1000円の減額補正といたします。第5款第2項3目で過年度療養給付費負担金償還金を増額をいたしております。

議案第87号「平成26年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)」でございます。この会計につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万9000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8273万6000円とするものでございます。これにつきましては、給与改定及び期末手当改定に伴う人件費に関する補正で、歳出で所要額を増額し、同額を一般会計から繰り入れる補正でございます。

続きまして、議案第88号「平成26年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」でございます。この会計につきましても、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5145万1000円とするものでございます。4ページをお開きください。第1款第1項1目総務管理費では、給与改定及び期末手当改定に伴う人件費に関する補正と、11節需用費で名倉、津具地区とも中継ポンプの稼働率が増加したため電気料を増額いたします。14節使用料及び賃借料では、電線の取りかえ工事箇所が多く発生し、取りかえの間停電となるためこれに対応するための発電機やダンプトラックの借り上げが必要となるため、増額補正をいたします。27節公課費は、25年度中の消費税の確定申告を行った結果、不足を生じますので増額補正をいたします。財源の不足分を一般会計から繰り入れる補正をいたします。

次に、議案第89号「平成26年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第3号)」でございます。この会計につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8016万5000円とするものでございます。これにつきましては、給与改定及び期末手当改定に伴う人件費に関する補正で、歳出で所要額を増額し、同額を一般会計から繰り入れる補正でございます。

続きまして議案第90号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第3号)」でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億608万9000円とするものでございます。歳出から説明をいたします。4ページをお開きください。第1款第1項1目総務管理費では、給与改定及び期末手当改定に伴う人件費に関する補正でございます。2目ネットワーク維持管理費では、道路改良工事等に伴うケーブル等通信設備工事において、これまでの実績と今後の事業量見込みを想定いたしますと、不足が生ずる見込みでありますので委託費の増額補正をいたします。財源の不足分につきましては、設楽町負担分につきましては一般会計繰入金で、東栄、豊根の負担分につきましては第6款諸収入情報ネットワーク運営事務受託金で受け入れることといたします。以上、一般会計、特別会計につき

ましての概要説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 83 号から議案第 90 号の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

4 夏目 議案第 83 号についてお伺いします。地方債の補正 4 ページにありますように、歴史民俗資料館整備事業の用地造成、これが当初補正前が 1900 万でしたが、補正後は 860 万と大幅に減っております。この減り方が倍以上ということになりますと、当初の見積もりが疑われるわけですけれども、この大幅に減った理由は何であるかということ、これが 1 点。

それからもう 1 つ、歳出のほうで 20 ページ、ここの諸支出金の積立金、この中では財政調整基金一般積立金が 3146 万 8000 円ほど減らされております。この額は少しかすぎますが、これは何が原因でこうなったのか、これが 1 点と、それからさかのぼりますが、先ほどの専決の中で補正予算（第 3 号）のほうで専決されて、90 万ほど一般財政調整基金の積立金が減らされておりましたが、これとの関連も含めてちょっとお伺いします。

副町長 20 ページの財政調整基金の一般積立の件につきましては、これは財政調整をさせていただいて、不足分につきまして一般積立金を減らしたという内容でございます。

財政課長 民俗資料館の整備事業の地方債の減額ということなのですが、当初予算では 1 億の事業費をみておりましたが、それが 4500 万ほどに事業が確定しました。その内訳としましては、下流域のほうから 8 割出ておりますので、その 2 割分を町債で当初借りるということで 1900 万、次にこの額が確定したものですから、その 2 割分の町債を借りるということで今回の金額となっております。以上です。

4 夏目 その辺はわかりました。ただ、財政調整基金は財政調整で一応 3146 万 8000 円を減らしたということなんですけれども、そうしますと要するに、専決のほうの 3 号、選挙の関連の費用はこれはやむを得ないと思います。あそこに 90 万乗せといてまた 4 号、間近なところでまたこれだけ減らすという分けた理由は何かあるわけですか。

副町長 専決の歳入につきましては、今回の衆議院の総選挙にかかる経費につきましては、委託金で全額入ります。そのほかに先ほどちょっと説明いたしましたけれども、これから 4 つの選挙がありますので、その準備のために職員、かなり出勤が必要となりますので、その部分の超勤部分につきましては財政調整の意味で、財調の積み立ての一般分のところから調整をさせていただいております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第 83 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」は、所管に分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 83 号を所管に分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 84 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 84 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 85 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 85 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 86 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 86 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 87 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 87 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 88 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 88 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 89 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 3 号）」は、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 89 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第90号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第3号)」
は、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第90号を総務建設委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。本日は、これで散会といたします。
御苦労さまでございました。

散会 午後3時37分